

令和4年第2回定例会

九十九里町議会会議録

令和4年6月9日開会

令和4年6月14日閉会

九十九里町議会

令和4年第2回九十九里町議会定例会会議録

目 次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 (6月9日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	10
善 塔 道 代 君	10
荒 木 かすみ 君	25
谷 川 優 子 君	37
○散会の宣告	50

第 2 号 (6月10日)

○議事日程	53
○出席議員	53
○欠席議員	53
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	53
○職務のため出席した者の職氏名	54

○開議の宣告	5 5
○議事日程の報告	5 5
○一般質問	5 5
細 田 一 男 君	5 5
浅 岡 厚 君	6 8
○休会の件	7 7
○散会の宣告	7 7

第 3 号 (6月14日)

○議事日程	7 9
○出席議員	8 0
○欠席議員	8 0
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 0
○職務のため出席した者の職氏名	8 0
○開議の宣告	8 1
○議事日程の報告	8 1
○諸般の報告	8 1
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
・議案第1号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
・議案第2号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
・議案第3号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
・議案第4号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 9
・議案第5号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算(第2号)	
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
・議案第6号 九十九里町スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の制定につい て	

○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	9 8
・議案第 7 号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	9 9
・議案第 8 号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて	
○報告第 1 号の上程、説明……………	1 0 0
・報告第 1 号 令和 3 年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
○諮問第 1 号の上程、説明、採決……………	1 0 0
・諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて	
○諮問第 2 号の上程、説明、採決……………	1 0 1
・諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて	
○議員派遣の件……………	1 0 2
○請願第 1 号及び請願第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 0 3
・請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書	
・請願第 2 号 「国における 2 0 2 3 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書	
○日程の追加……………	1 0 5
○発議第 1 号及び発議第 2 号の上程、説明、採決……………	1 0 5
・発議第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について	
・発議第 2 号 国における 2 0 2 3 年度教育予算拡充に関する意見書について	
○陳情第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 0 7
・陳情第 1 号 加齢性難聴者の補聴器助成制度の実施を求める陳情書	
○日程の追加……………	1 1 0
○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 1 0
・議案第 9 号 令和 4 年度九十九里町一般会計補正予算（第 3 号）	
○議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 1 3
・議案第 1 0 号 契約の締結について	
○閉会の宣告……………	1 1 6

○署名議員..... 1 1 7

令和4年第2回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年5月18日

九十九里町長 大 矢 吉 明

1 期 日 令和4年6月9日

2 場 所 九十九里町議会議場

令和4年第2回九十九里町議会定例会会議録（第1号）

令和4年6月9日（木曜日）

令和4年第2回九十九里町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年6月9日（木）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

出席議員（14名）

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鎗田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	鈴木浩光君
教育長	藤代賢司君	総務課長	篠崎英行君
企画財政課長	作田延保君	税務課長	中村吉徳君
住民課長	鵜澤康子君	健康福祉課長	鎗田貴賜君
社会福祉課長	羽斗伸一君	産業振興課長	篠崎肇君

まちづくり 課長	山口 義則 君	会計管理者	吉田 洋一 君
ガス課長	川島 常嗣 君	教育委員会 事務局 局長	小森 克彦 君
教育委員会 事務局 主幹	足立 康幸 君	農業委員会 事務局 局長	戸村 恵子 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長	木原 隆行 君	書 記	大原 真弓 君
--------	---------	-----	---------

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9時30分

○議 長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから令和4年第2回九十九里町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（古川 徹君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（古川 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

8番 荒 木 かすみ 君

14番 古 川 明 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議 長（古川 徹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から14日までの6日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から14日までの6日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議 長（古川 徹君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より、議案第1号から議案第8号、報告第1号、諮問第1号及び諮問第2号の送付があり、これを受理いたしました。

また、本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表の

とおり文教民生常任委員会に付託します。

次に、去る5月26日に、千葉県町村議会議長会会長より、議会議員として多年にわたり地方自治の振興、また発展に寄与した功績により、佐久間一夫君並びに細田一男君が表彰されましたので、本日表彰状を授与いたしました。

次に、本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、大矢吉明君であります。

また、町長より本定例会の説明者として委任した旨、通知のあった者は次のとおりです。

副町長、鈴木浩光君。教育長、藤代賢司君。総務課長、篠崎英行君。企画財政課長、作田延保君。税務課長、中村吉徳君。住民課長、鶴澤康子君。健康福祉課長、鏈田貴賜君。社会福祉課長、羽斗伸一君。産業振興課長、篠崎肇君。まちづくり課長、山口義則君。会計管理者、吉田洋一君。ガス課長、川島常嗣君。教育委員会事務局長、小森克彦君。農業委員会事務局長、戸村恵子君。教育委員会事務局主幹、足立康幸君であります。

◎日程第4 行政報告

○議長（古川 徹君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、令和4年第2回九十九里町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方全員の御出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。

このほど春の叙勲が発令され、本町からは、元町消防団副団長の小幡秀夫様が瑞宝単光章を、また危険業務従事者叙勲では、元千葉県警警部の今野和雄様が警察功勞として瑞宝双光章をそれぞれ受賞されました。ここに栄えある章を受章されましたお二方の長年の御功績をたたえ、深く敬意を表するとともに、心からお祝い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策については、国の基本的対処方針が先月23日に変更され、マスク着用の在り方や重症化リスクの高い方を対象者とした4回目のワクチン接種など、より効果的な感染症対策を講じる段階に入りました。今後も社会経済活動との両立のため、私たち一人一人が状況に応じた基本的な感染症対策を徹底することが重要であります。引き続き御協力をお願い申し上げます。

それでは、第1回議会定例会以降の主な事業について御報告申し上げます。

3月、九十九里町国土強靱化地域計画を策定いたしました。この計画に掲げた施策を着実に実施することにより、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、強さとしなやかさを兼ね備えたまちづくりに取り組んでまいります。

また、同月28日、町内の宿泊事業者と災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定を締結し、さらなる防災対策の強化を図りました。

4月11日と13日には、こども園及び小・中学校において、規模を縮小してではございますが、入園・入学式が挙行されました。総勢201名の新入園児・新入生をお迎えできましたことを大変喜ばしく思っております。

5月16日、知事による現地視察及び意見交換が実施され、産業道路排水路周辺の冠水問題など、町が抱える諸問題について情報を共有し、意見交換をいたしました。

同月21日に豊海小学校運動会、24日に九十九里小学校なぎさの運動会、28日に九十九里中学校体育祭がそれぞれ開催されました。

また、24日には、明治安田生命と包括連携協定を締結いたしました。町民の健康増進、産業や観光振興、教育など様々な分野で協力し、地域の課題解決やサービスの向上に取り組んでまいります。

29日は、3年ぶりに町内一斉清掃を実施いたしました。自治区長をはじめ町民の皆様にご参加いただき、多くのごみが回収されました。地域の環境美化は町民皆様の御協力のたまものでございます。議員の皆様方におかれましても、それぞれの地域において率先して御参加いただきましたことを、この場をお借りして改めてお礼申し上げますとともに、今後も御協力をお願い申し上げます。

また、今後の予定になりますが、6月11日に町の観光施策の一環として、ZOZOマリンスタジアムにおいて千葉ロッテマリーンズの冠協賛試合を開催いたします。当日は海の駅九十九里による出張販売など多様なイベントを実施し、本町の魅力をPRいたします。

これからの季節、町として一番のにぎわいを見せる観光シーズンを迎えます。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、地域経済の活性化を視野に入れ、海水浴場の開設やその他事業の実施などを検討してまいります。今後の各事業の実施に当たりまして、議員の皆様方により一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、本定例会において御審議いただく議案及びその他の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、令和4年第1回議会議定例会において、繰越明許の議決をいただきました住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円を給付する臨時特別給付金事業に係る繰越額について、支給申請件数が見込み件数を下回ったことにより令和4年度の事業費に不足が生じることから、繰越明許費を増額変更するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に、令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第14号）を専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策により、効果的・効率的かつきめ細やかに実施する事業を対象とした新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付が決定されました。

これを受け、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、町民の生活支援と町内事業者の経営支援を目的とした町民1人当たり5,000円の地域活性化商品券を配付する事業などを早急に実施するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年4月1日に、令和4年度九十九里町一般会計補正予算（第1号）を専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付が決定されたことを受け、学校給食センターにおける感染防止及び感染リスクの低減策などの事業を早急に実施するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年4月1日に、令和4年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）を専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

議案第4号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、町税条例等の一部を改める必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に九十九里町町税条例等の一部を改正する条例の制定を専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

議案第5号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億145万4,000円を追加し、予算の総額を59億5,330万円とするものでございます。

歳出につきましては、新型コロナウイルス感染リスクの低減を図るため、民生費でかたか

いこども園のトイレ改造工事1,499万円、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に向け、衛生費で新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料3,791万円及び人材派遣等業務委託料1,551万円、商工費で片貝中央海岸に設置する町のシンボルとなる観光オブジェの製作に要する観光プロモーション業務委託料649万円などを増額いたします。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応や新型コロナウイルスワクチン4回目接種のための財源として国庫支出金を、また観光オブジェ製作のための財源として、繰入金金のいわしの町「九十九里」応援基金繰入金などを増額いたします。

議案第6号 九十九里町スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の制定についてでございますが、町民の健康増進を図るための施設として九十九里町スポーツ広場を整備することに伴い、その設置及び管理に関する条例を制定し、施設の名称や使用時間、使用料等について定めるため、本条例を制定するものでございます。

議案第7号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税における課税限度額に係る規定を整備する必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてでございますが、令和4年4月1日付の人事異動に伴い、税務課長に任命した中村吉徳課長を固定資産評価員に選任するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

報告第1号 令和3年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、令和3年度に予算計上した総務費の戸籍住民基本台帳事務管理事業、民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業及びかたかいこども園施設管理費、農林水産費の農業委員会運営費、消防費の防災施設整備事業について、それぞれ令和3年度内に事業が完了しないことが明らかであるため、繰り越すこととしたものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、町人権擁護委員の齊藤実氏が、令和4年9月30日をもって任期満了となりますが、齊藤実氏を引き続き人権擁護委員として推薦するに当たり、議会の意見を求めるものでございます。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、町人権擁護委員の山本一雄氏が、令和4年9月30日をもって任期満了となりますが、山本一雄氏を引き続き人権擁護委員として推薦するに当たり、議会の意見を求めるものでございます。

以上が議案及びその他の概要でございます。詳細につきましては担当者から説明いたさせ

ますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただけますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議 長（古川 徹君） 暫時休憩します。

（午前 9時49分）

○議 長（古川 徹君） それでは、再開いたします。

（午前 9時49分）

◎日程第5 一般質問

○議 長（古川 徹君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、10番、善塔道代君。

（10番 善塔道代君 登壇）

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

改めまして、おはようございます。令和4年6月定例会において質問させていただきます。

長引くコロナ禍に加えてウクライナ情勢が拍車をかけ、原油価格や物価高騰の影響により様々な分野で大きな負担を強いられています。物価高騰などから町民の暮らしや町内事業者を守るため、今回拡充された地方創生臨時交付金を迅速かつ有効に活用されることを望みます。

それでは、町民からいただいた声を基に質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

初めに、物価高騰に対する地方創生臨時交付金の活用についてお伺いいたします。

1点目に、新型コロナウイルス感染症の長期化、そして本年2月末以降のウクライナ危機により原材料価格が値上がりしています。4月には、政府は輸入小麦の売渡価格を17.3%値上げしたところでもあり、食材費の値上がりが一層懸念されます。そこで、学校給食の食材調達の現状と、食材費と予算のバランス等を含めた今後の見通しについてお伺いいたします。

2点目に、本年4月に内閣府より発出された文書、令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱についての中において、「物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減」という項目が追加されております。物価高騰による給食費値上げを抑えるため、地方創生臨時交付金を活用できるとするものです。本町においても地方創生臨時

交付金の活用をすべきと考えますが、当局の見解を伺います。

2項目めに、交通弱者対策について、3点お伺いいたします。

1点目に、作田丘地区と真亀丘地区の75歳以上を対象に、昨年10月から公共交通実証実験（タクシー利用助成事業）を実施され、今年3月にアンケート調査を行いました。その結果について伺います。

2点目に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、新過疎法の過疎地域の持続的発展市町村計画に、交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項が記載されております。3月定例会で町長の見解を伺いましたら、交通機関機能の確保・向上が喫緊の課題であると言われておりました。そこで、過疎地域指定により、市町村計画に当たり、公共交通対策はどうなるのか、見解を伺います。

3点目に、免許返納された方が買物や駅などに行くために公共交通機関を利用しても、運賃が高くて利用するのを考えてしまうという声を聞きます。本来なら高齢者が免許証を自主返納した場合、一部割引がありますが、本町の移動手段である公共交通には一部割引がありません。困っている町民を救うためにも町として補助を行うべきと思いますが、当局の見解を求めます。

3項目めに、行政のデジタル化についてお伺いいたします。

これまでは車検時に納税証明書を用意していましたが、普通自動車の納税証明書については、平成27年4月から電子システムの連携で自動車税の納付確認が電子化され、車検時の納付納税証明書の添付が省略されています。一方、軽自動車は、まだオンライン化になっていないことから、納税証明書を提出する必要があります。

しかし、近年軽自動車の台数増加に伴い、納税確認のオンライン化による関係者への負担軽減効果が大きく見込まれることから、国と関係団体や自治体間で導入に向けた方向について検討・調整が進められているようです。本町において、軽自動車納税証明書のオンライン化についてお伺いいたします。

次に、高齢者のスマホ教室について伺います。

最近では、高齢者のスマホデビューが増加しております。行政手続のオンライン化など社会全体のデジタル化が進められる中、使いこなせる方々とそうでない方々のデジタル格差の解消が重要な政策課題となっています。

内閣府の世論調査によれば、70歳以上の57%、60歳代の25%はスマートフォンなどの情報通信機器を使えないと回答しています。人数にして2,000万人いるとされています。デジタ

ル化が急速に進む中で、助けを必要とする人に十分な支援が行き渡るようにすることが必要です。

デジタル庁の創設に伴い、様々な行政手続のオンライン化が加速されることを考えますと、高齢者の方々が自身の必要な手続をスマホなどでできるようにするために、デジタル活用の支援がますます急務と考えます。

そこで、分からないことを気楽に聞けるような相談方や参加者がスマホ決済を実際に体験できるような体験型の学びの場を、高齢者の身近な集いの場、集会場や公民館など小学校単位のデジタル活用支援員を配置し、スマホ教室の開催について、当局の見解を伺います。

4項目めに、带状疱疹ワクチン接種についてお伺いいたします。

子供の頃、水ぼうそうにかかった記憶のある方もいると思います。水ぼうそうは、一度かかり、治った後も、ウイルスは体の中の神経節に生涯隠れていて、加齢による免疫力の低下や過労やストレスが引き金となって再発症することがあり、それが带状疱疹と呼ばれるものであります。带状疱疹はちくちくぴりぴりした痛みがして、体に帯状の発疹が出ます。ずきずきしてきて、放っておくと重症化することもあります。

带状疱疹ワクチンは、日本では厚生労働省により、2016年3月に、50歳以上の者に対する带状疱疹の予防として効能・効果が追記されました。2016年からある水痘生ワクチンに加えて新たに2020年に使用開始となった不活化ワクチンは、生ワクチンに比べると予防効果が高く、効果が長期間持続し、がんや膠原病などで免疫が低下している人でも接種できる点が優れています。带状疱疹の予防接種は発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防につながるとされています。

しかし、带状疱疹にワクチンがあることを知らない人が多く見えます。そこで、1点目に、带状疱疹ワクチンの効果をどのように考えているのか、お伺いいたします。

2点目に、あらかじめ防ぐためのワクチン接種費用は、生ワクチンの場合は1回8,000円程度で済みますが、予防効果が高く、効果が長時間持続するなど、優れている不活化ワクチンは1回2万2,000円程度と高額で、しかも2回接種しなければなりません。公費助成に取り組む自治体が全国では増えており、県内でもいすみ市が今年度予算に計上されたようです。本町においても、町民の健康を守るという観点から、带状疱疹ワクチン接種の助成を考えるべきと思いますが、御所見をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。

○議長（古川 徹君） 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町 長（大矢吉明君） 善塔道代議員の御質問にお答えいたします。

なお、物価高騰等に対する地方創生臨時交付金の活用についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに交通弱者対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の公共交通実証実験（タクシー利用助成事業）アンケート調査の結果についての御質問ですが、昨年10月からスタートしました公共交通実証実験について、効果を検証し、改善に向けて考察をするため、作田丘・真亀丘地区の75歳以上の方259名を対象にアンケート調査を実施し、81名、約3割の方から回答をいただいております。また、調査項目については、本人の属性や日常の外出状況のほか、自由記入欄を設け、御意見や御要望を伺ったところでございます。

現在、アンケート結果を取りまとめ、考察を進めているところでありますが、今後この結果を基に公共交通会議に諮り、改善を加えながら実証実験を継続するとともに、公共交通施策の充実に生かしてまいりたいと考えております。

2点目の過疎地域指定により、市町村計画策定に当たり、公共交通対策はどの御質問ですが、公共交通対策は人口減少と高齢化が進む本町にとって最重要課題の一つであると認識しております。また、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎法に基づく市町村計画では、12の施策区分に分類し、計画を策定することとされており、公共交通対策についても計画に位置づけられているところでございます。さらに、持続可能な移動手段の確保を目的として地域公共交通計画の策定を目指しているところであり、策定後はこれらの計画に沿って公共交通対策を推進してまいります。

3点目の免許返納された方に公共交通機関を利用するための町の補助はどの質問ですが、近年高齢者の交通事故件数が年々増加していると言われる中、令和3年の警察庁の発表によると、運転免許証自主返納件数は55万2,000人、うち75歳以上の方は29万7,000人に上ることとなりました。

このような状況から、公共交通事業者からは運転免許証自主返納者に対する運賃助成などの支援が行われ、同様に地方自治体においても独自支援の取組が広がっております。また、本町においても、公共交通実証実験の対象に、運転免許証を自主返納された高齢者を加えたところでございます。今後、運転免許証の自主返納者を含め、交通弱者への支援策について、

地域公共交通計画の策定に併わせて検討を進める考えでございます。

次に、行政のデジタル化についての御質問にお答えいたします。

1点目の軽自動車納税証明書のオンライン化についての御質問ですが、普通自動車における継続検査時の納税証明書の提示については、オンライン化により、平成27年4月から省略が可能となっております。国では、軽自動車についても、継続検査時の納税証明や新規登録時の税申告、検査情報提供におけるオンライン手続の拡充を図るため、今年中の構築をめどに関係システムの改修等が進められております。

このことを受け、町においても来年1月の稼働を目指し、関係システムの改修等を行い、軽自動車における各種行政手続のオンライン化に対応していきたいと考えております。

2点目のオンライン手続学習へデジタル活用支援員を小学校区単位で配置し、高齢者向けのスマホ教室開催についての御質問ですが、令和2年の内閣府調査結果によりますと、高齢者のスマートフォンの利用率は低く、利用状況に世代間格差があることから、町ではデジタル活用に不安のある高齢者の支援に向けて取り組む必要があると認識しております。

現在、ちどりの里において、月1回、高齢者を対象としたスマホ教室を開催しておりますが、今後、他の公共施設を利用したスマホ教室の開催について、デジタル活用支援員の配置も含め、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、带状疱疹ワクチン接種についての御質問にお答えいたします。

1点目の带状疱疹ワクチンの効果をどのように考えているのかとの御質問ですが、带状疱疹は加齢やストレス、免疫機能の低下などに伴い、体内に潜伏していたウイルスが再び活性化し、皮膚に痛みを伴う水泡が現れる病気であります。ワクチン接種には、発症率の低減や発症後の神経痛を軽減する効果があると報告されており、その意義は大きいと認識しております。

2点目の带状疱疹ワクチンの助成についての御質問ですが、带状疱疹ワクチンは予防接種法に基づく定期接種とされておらず、一定の効果はあるものの、接種後に注射部位の腫れや痛み、全身の倦怠感など、副反応が出る場合があるとされております。

接種費用の助成については、国の厚生科学審議会におけるワクチン接種の定期接種化の検討の動向を注視しつつ、山武郡市医師会や近隣市町などと慎重に協議・検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で善塔道代議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（古川 徹君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 善塔道代議員からの御質問のうち、私からは物価高騰等に対する地方創生臨時交付金の活用についての御質問にお答えいたします。

1点目の学校給食の食材調達の現状と今後の見通しについての御質問ですが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、本町の学校給食にも物価高騰による影響が出ており、本年4月以降、食材料が軒並み値上がっている状況でございます。御存じのように、給食費は全て賄い材料費として活用されることから、直接的に影響が出ております。

今後の見通しですが、新型コロナウイルス感染症の影響のみならず、ウクライナ情勢等、国際的な穀物の供給懸念など不安定要素が多いため、かなり流動的でございます。これらにつきましては、今後の動向に注視してまいります。

2点目の学校給食等に関する負担軽減についての御質問ですが、国において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡大され、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されたところでございます。学校給食の保護者負担の軽減が図れるよう、その影響を精査し、今回創設された制度を有効に活用できるように取り組んでまいります。

以上で善塔道代議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 町長、教育長、答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

初めに、物価高騰に対する地方創生臨時交付金の活用の中の食材調達の現状と今後の見通しについての質問をいたします。

学校給食の食材料に具体的にどのような影響が出ているのでしょうか。また、学校給食を今までどおりの質と量を確保していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、小森克彦君。

○教育委員会事務局長（小森克彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

物価高騰等による学校給食への具体的な影響でございますが、現在把握できている主なものといたしましては、令和3年4月と令和4年4月の比較で、牛乳や主食となるパン、麺が年額約26万5,000円、令和3年4月と令和4年6月の比較で、調味料、食用油、乾物、冷凍食品などが年額約102万7,000円の増額となっております。

また、今までどおりの学校給食の提供でございますが、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食が提供できるよう、今回創設された制度の活用に取り組み、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

物価高騰に伴い、今局長のほうから約130万円ぐらいの大きな影響があるようですが、地方創生臨時交付金を活用して、これまでどおり栄養バランスや量を保った給食を提供していただくようお願いいたします。

6月2日の県議会定例会において、熊谷知事は、学校給食費無償化について、子供の多い世帯を対象に年度内に実施できるよう速やかに準備を進める、また市町村や保護者の負担軽減のため、学校給食無償化の実施に向けて検討を進めていると表明しております。本町の今後の見通しとして、学校給食費無償化をいかがお考えでしょうか。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、小森克彦君。

○教育委員会事務局長（小森克彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、食料品などの物価高騰の影響により、特に子供の多い世帯の家計負担の増加が懸念される状況から、県において、子供の多い世帯を対象に、市町村と連携した学校給食費無償化について検討するものと伺っております。詳細について示されていないため、今後県の動向に注意しながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 九十九里町議会公明党といたしましても、昨年9月に、令和4年度予算要望書の中に給食費無償化の実施を要望し、町長に提出いたしました。知事が無償化を表明したので、各自治体も無償化の実施が進められると思います。本町では全員無償化にするのか、それとも知事が言うように子供の多い世帯を対象にするのか、今後前向きに検討していただくようお願い申し上げます。

それでは、負担軽減について。

先ほど教育長から、学校給食では保護者負担の軽減が図られるよう、地方創生臨時交付金を活用できるように取り組むというような答弁をいただきましたので、よろしく願いいたします。

それでは、学校だけではなく、こども園や私立幼稚園での対応はどうか、お聞かせください。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） 私のほうから、こども園に関することについて回答させていただきます。

町立の両こども園では、現時点で食材購入費への大きな影響はないことから、保護者に給食費の増額負担を求める予定はございません。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、小森克彦君。

○教育委員会事務局長（小森克彦君） 私立幼稚園におきましても、現時点で食材購入費用への大きな影響はないことから、保護者に給食費の増額負担を求める予定はないと伺っております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

2人の課長から、増額負担を求める予定はないということですので、安心しました。量や質も変わらずしていただきたいと思いますので、その点よろしくお願いします。

それでは、給食等にこの地方創生臨時交付金を活用しないのなら、ほかに検討していることがありますでしょうか。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） 私のほうから回答させていただきます。

今回の地方創生臨時交付金につきましては、現在子育て世帯への支援での活用について検討を行っておりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

子育て世帯への活用ということですね、支援。この臨時交付金を使って子育て世帯へ支援していきたいということですね。分かりました。九十九里町の子供たち、平等に支援していただくよう、よろしく願いいたします。

次に、交通弱者対策のタクシー利用助成事業のアンケート調査の結果について質問します。

アンケート調査の対象者259名中81名、約3割しか回答されていないということは本当に残念です。何でこんなに少ないのかなってすごく不満に思いますが、しかしこの81名の方が協力していただいたことには感謝いたします。ありがとうございました。

このアンケート調査の結果で何が分かったんでしょうか。また、課題は何だったのか、お聞かせください。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 今回のアンケート調査でございますが、ここではタクシー利用券の効果について、まず否定的な御意見が28.4%、これに対しまして肯定的な意見42%でございました。また、要望といたしまして、町外への移動、それから助成金の増額といった御要望が寄せられてございました。また、こういった御意見を総括してまいりますと、タクシー助成の効果についてはある程度の可能性・将来性が期待できるものと考察しているところでございます。

また、いただいたアンケートの結果につきましては、公共交通会議に諮りまして、改善を加えながら、引き続き実証実験を継続する考えでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） いろんな否定的と肯定的を教えてくださいました。本当に1回につき使えることが少ないというのもあるのかなと思いますので、使える回数もちょっとこれから考えていただくことになると思いますけれども。

アンケート調査の結果の資料を見ると、利用者が何か少ないように思います。ただ、結果が、ちょっと人数が書いていないので、3月までの利用者って申請者ですね。3月末までの申請者数と利用者数の結果を教えてください。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 今回、実証実験に対する申請者数につきましては、49名でございます。また、利用者数については、13名といった結果でございました。

この大きな要因として考えられますのが、コロナ禍によるタクシー離れ、これが背景にあるものと考察しているところでございますが、今回のアンケート調査では、「交通手段がなくて困っていることがある」と答えた方27.1%であるのに対しまして、「困っていない」と答えた方が67.1%、また移動手段として最も多かったのが家族や知人の車で送迎、次に御自身で車を運転するんだということでございます。このことから、身近な交通手段を使う方

が多いように見受けられたところでございます。

しかしながら、この実証実験についても好意的な御意見がある反面、利用しづらいといった意見もいただいておりますので、より使いやすく町民に受け入れられるよう改善を加えるとともに、周知活動にも力を入れながら進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 申請者数が49名、利用者数が13名、259名の中で申請した人数が本当に少ないなって思っております。この申請のことももう少し考えていただいたほうがいいと思いますけれども、申請の仕方というか、そういうことの周知が必要なんじゃないかと思っております。

来年3月まで、この事業を継続していくんですよね。先ほど言いましたように、申請者を増やし、利用してもらうことを考えたほうがいいと思います。申請方法の周知や利用するための使い勝手の改善をしなければ、一度使って嫌だと思ったら次はないです。利用してよかったと言ってくれてこそ、口コミで広がっていくはずですよ。

以前から要望しているように、この公共交通会議に女性を入れていただき、地域の声、女性の声を反映させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、市町村計画策定に当たり、公共交通機関について、これはこれからの策定ですので再質問はありませんが、まとめさせていただきます。

地域公共交通計画の策定を目指しているようですので、地域の交通対策を早急に進めていただき、小型バスを1台でも導入できるような町民の移動手段を早急を実現していただくことを強く望みます。

次に、返納された方に公共交通機関を利用するための町の補助についてですが、今まで運転した人が免許を返納すれば行動範囲が狭くなり、ストレスがたまり、とても不自由だと思います。買物や通院、駅など町外に行くには、バスかタクシーを利用するわけです。地域公共交通計画の策定に併せて検討を進めるようですが、私は3年前にも質問しております。今から検討していたら、さらに3年先になるのではないのでしょうか。早急に町の補助事業として考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 運転免許証の自主返納者に対する取組ということでございますが、先進自治体の取組事例を見てまいりますと、自治体が運営しておりますコミュニティ

バスであるとかデマンドタクシーの運賃の引下げ、それから公共交通機関の運賃支援を行っているといったケースが多く見受けられるようでございます。

町といたしましても、交通弱者対策と公共交通の利用促進といった観点から、公共交通計画を策定していく中で優先事項として検討を進める考えでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ちょっと理解はできないんですが、いずれにしても本町は、先ほど課長のほうからもちょうと話がありましたけれども、コミュニティバスやデマンドタクシーがありません。さらに公共交通の補助もなし。不便なところには人は集まってきません。このないない尽くしですので、一つでもできるように町独自支援として補助を支援していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に行政のデジタル化の軽自動車納税証明書オンライン化について。

本町でも、来年1月の稼働を目指し、関係システムの改修を行い、オンライン化に対応していくようですが、今後どのような予定になっているのか、お聞かせください。

○議長（古川 徹君） 税務課長、中村吉徳君。

○税務課長（中村吉徳君） お答えいたします。

この軽自動車納税証明書のオンライン化は、国のデジタル・ガバメント実行計画に基づいたもので、現状車検は継続審査用の納税証明書の書面で申請が行われておりますが、本システムが稼働いたしますと、町基幹税システム、そして地方税共同機構、自動車検査事務所、この3者間で納税の電子情報の連携がなされ、自動車検査事務所自体で個々の軽自動車の納付確認が取れることとなります。したがって、車検を業者に依頼する際、紙による納税証明書が不要となり、申請者の利便性向上と行政事務が効率化されることとなります。

町では、システム改修後、本格運用に当たり、先ほど申しあげました3者により、本年8月から綿密な接続試験の実施を重ねた上で、来年1月からの正式運用に備えてまいります。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

今、準備を進めているというところでよろしいのでしょうかね。来年1月の稼働に向けて、よろしく願いいたします。また、さらにこの周知もお願いしたいと思います。

次に、スマホ教室について。

誰一人取り残さないデジタル社会の実現へ、スマホの基本的な使い方などを学べる無料の高齢者向け教室、講習会などが全国で開催中です。スマホ教室は、高齢者らのデジタルディバイド、情報格差の解消を目指し、総務省がデジタル活用支援推進事業として実施しているものです。マイナンバーカードをスマホから申請する方法など、多彩な講座が用意されています。

自ら情報を入手できない高齢者への入り口支援として、本町でもデジタル活用支援員、または支援していただける人を配置し、デジタル機能に不慣れな町民への支援を実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） お答えさせていただきます。

デジタル活用支援事業につきましては国の事業でありまして、実施いただける事業者からの応募により実施する事業であり、活用について、今後検討してまいりたいと考えております。

なお、現在の町の取組といたしまして、ちどりの里において、月1回、高齢者を対象としたスマホ教室を開催しております。デジタル機器に不安のある高齢者の方の支援を実施しておりますが、講師の方がお1人で実施している教室のため、1人の講師の方が多数の受講者を指導している状況でございます。

今後、スマホ教室を片貝地区や豊海地区の公共施設でも開催できるよう進めるに当たり、本町の唯一の高等学校である県立九十九里高校に生徒の派遣を依頼したところでございます。

九十九里高校は、生徒数の減少により運営が厳しくなっており、平成30年度より、地域とともにある学校づくり、地域コミュニティづくりを進められる千葉県のコミュニティ・スクールに指定をされております。

そこで、スマートフォンの利用にたけている高校生をスマホ教室での講師の支援員としてお願いし、講師の効率を上げるとともに、高齢者と若者の交流が図られ、生徒の学びや体験活動の効果を高めることから、学校側からも、生徒を年間を通して派遣していただけると了解を得ているところでございます。今後の取組として、九十九里高校を活用しながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 前向きな答弁ありがとうございます。

デジタル支援員は今後検討するとのことですので、よろしく願いいたします。

今、課長から答弁もありましたように、スマホ教室を開催していただけるという前向きな答弁なので、本当にありがたく感謝いたします。

ちどりの里では、ちどりの会の皆様が昨年からスマホ教室を開催していただいていることなので、ここも本当に感謝いたしたいと思います。毎月平均七、八名の方が参加されているようです。もう本当に喜んで定着しながらやっているそうですので、ありがたいなと本当に思っています。

町としては、片貝地区や豊海地区でもスマホ教室を開催してくださるようですので、先ほども言いましたけれども、よろしく願いいたします。

また、九十九里高校の生徒が講師の支援を引き受けていただけると、今課長からも話ありました。本当にすばらしいことだなと思っています。とてもありがたいことなので、ぜひよろしく願いいたします。先が本当に見えてきたなと思っているので、この生徒さん、片貝と豊海の地区だけじゃなくて、先ほどの作田地区のほうも忘れないでお願いしたいと思います。

スマホ教室でくじゅうくり安全・安心メールの登録もお手伝いしていただければ、高齢者にとって災害時の避難誘導や行政情報を届けられるメリットが大きいと思います。今後行政のデジタル化が進めば、様々な手続がスマホで使えるようになるだけに、高齢者への支援に努める必要があります。行政手続の入力方法をできるだけ簡単にできるように、努力もお願いしたいと思います。

それでは、带状疱疹ワクチンにいきます。

新型コロナウイルスワクチン接種後に带状疱疹の症状が出てきたという方の声を時々お聞きしております。因果関係は不明ですが、免疫力の低下が一因であるかもしれません。日本国内では带状疱疹予防のためワクチンが認可されておりますが、その種類と有効性をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） お答えさせていただきます。

带状疱疹ワクチンにつきましては、国により任意接種として指定されており、認可されておるものは水痘ワクチンと带状疱疹ワクチンの2種類となっておりますが、接種回数、持続期間、料金について差異があり、医療機関によって扱うワクチンが異なっております。

個人差はありますが、予防接種の有効性は大きいと認識しておりますので、接種につきましては、接種者個人での効果やリスクなど、双方を理解した上で判断していただきたいと考

えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 带状疱疹に対する認識は大きいと認識しているとのことですが、また感染を予防するワクチンの存在を知らない方も多くいると思います。課長が今答弁いただいたように認識しているかもしれませんが、町内では、また町民さんのほうでは知らない方もいらっしゃると思います。町民に対する周知とワクチン接種の促進についてお伺いいたします。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） お答えさせていただきます。

带状疱疹に関しましては、議員さんの御説明にもありましたが、免疫力の低下で発症する可能性があると言われており、おおむね50歳以上になると発症頻度が高まるとされており、3人に1人が発症してしまうとの報告もございますので、予防に目を向けることも大切であると考えておるところでございます。

町長答弁にもございましたが、国の厚生科学審議会において、定期接種化についての検討が進められておりますが、新型コロナウイルスワクチンの検討が最優先課題となっており、議論については一旦止まっているようでございますので、その動向についても注視しながら進めてまいりたいと考えております。

带状疱疹ワクチンに限らず、国により認められた定期接種以外、任意接種として行われているワクチンについて、町民に広く周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、本町での带状疱疹ワクチンの接種可能医療機関につきましては、町内の全ての医療機関で実施が可能と伺っておりますので、それも含め、広く周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ワクチンの補助については、さっき山武郡市の医師会との協議をしてということも言っていましたけれども、町独自ではこのワクチン接種の補助というのを考えることはできないのでしょうか。どうしても医師会と協議しなければできないことなのでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 答弁します。3回超えていますけれども、いいですか。もう4回目

ですよ、今。

暫時休憩します。

(午前10時36分)

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

(午前10時36分)

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） お答えさせていただきます。

町のスタンスといたしましては、定期接種につきましては、もちろん補助のほうを行ってまいりたいと考えておりました、任意接種につきましては、今のところ町では補助のほうをするということは想定はしておりません。

山武郡市医師会に問合せしなければならないのかというような御質問であったかと思うんですが、医師会については、何かを進める際には医師会の御了解を得た上で、そういったものが広く周知して構わないのかどうなのか、実施できるかどうかの相談をして進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

市単独でワクチン接種の補助を出しているところは、医師会には関係ないということなんでしょうかね。この郡内は医師会が必要だということなんでしょうかね。各地域では違うやり方なんでしょうか。ちょっとそこがよく分からないんですけども、どうしても医師会に諮らなければいけないのがこの郡市であって、そうじゃないところは市単独でワクチン接種の補助ができるということも考えてやっているんじゃないかと思っておりますので、そこが町でどうしてもできないのかなと思ったんでちょっと質問させていただきました。

先ほど課長の答弁ありましたように、国のほうで定期接種になれば、もう当然町としてもそうなると思います。公明党としても、それはずっと国のほうにも要望しておりますし、今新型コロナウイルスのワクチン接種のほうでちょっと時間がかかっていますので、適切なほうへ向かっていくと思います。

身近な病気であればこそ、ワクチン接種助成のありがたさを実感する機会は増えているか

と思いますので、町としても本当はできないのかなと思いますけれども、前向きに考えていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩します。

再開は10時55分です。

(午前10時38分)

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時52分)

○議長（古川 徹君） 順次発言を許します。

通告順により、8番、荒木かすみ君。

(8番 荒木かすみ君 登壇)

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。よろしく願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、6月定例議会におきまして一般質問を行います。

本町における人口減少の推移は、過疎法の適用と先輩議員の指摘にもあるように、本腰を入れて取り組まなければならない大きな課題でございます。また、災害についても年々に被害が甚大となり、ますます憂慮される問題になっています。行政も町民も一体となり、真剣に問題の解決に臨まなければなりません。また、そのためにも健康な体の維持に努力し、助け合いの心で全力で働いてまいります。

それでは、日々の御相談の中から質問をさせていただきます。町長並びに関係各位の明快な答弁を望みます。

まず、防災について。

中小河川の水位計の活用についてお伺いをいたします。

真亀川、作田川の水位計について、設置状況と活用についてお伺いをいたします。

次に、線状降水帯の予報を活用した早期避難についてお伺いをいたします。

昨今、線状降水帯の前日の予報が出せるようになったと気象庁からの報道がありました。どれくらい有効利用できるのか、また早期避難につながっていくのかをお伺いをいたします。

次に、津波避難に関わる東金九十九里有料道路の活用についてお伺いをいたします。

令和3年6月にも質問させていただきました。有料道路、災害時の避難道路としての活用について、その後の進捗をお伺いをいたします。

2番目として、管理されていない土地についてお伺いをいたします。

空き地の適正管理について、管理をされていない土地の中で長期に管理がされていない場合、様々近隣住民に被害を及ぼしております。近隣住民にとっては、その土地が相続放棄地なのか、不在地主なのか、長期入院や高齢者施設にいるのか全く分からず、いつまでその状態が続いていくのかと暗たんたる思いになります。何度も議論をされている問題ですが、解決に向けて、当局のお考えをお伺いをいたします。

次に、空き地についている側溝の管理について。

住まわれていない土地が続くと、その際の側溝も砂やごみでいっぱいになり、道路に水があふれたり、排水が停滞して悪臭を放ったりと大変迷惑となります。住んでいる方も高齢化して、自分の土地だけでも管理が大変なのに、延々と続く人のいない土地の側溝まで泥上げはできないという状況です。こういった側溝の管理の問題をどのように解決すればできるのか、お伺いをいたします。

次に、児童・生徒の熱中症対策について。

冷房の設置状況については、当局の御努力もあり、設置が進んでおります。どこまで進んでいるか、また使用状況についてはということをお伺いいたします。

次に、水分補給の現状については、最近では水道に口をつけて水を飲むという姿を見ることがなくなりました。いつからか、子供たちの水筒持参の光景が当たり前となっております。小・中学校での水分補給の現状をお聞かせください。

最後になりますが、予防接種ワクチンについてお伺いをいたします。

インフルエンザワクチン助成の利用状況についてお伺いをいたします。

コロナウイルスワクチン接種に伴い、インフルエンザワクチンの利用に影響はあるのか、またインフルエンザワクチン助成拡大は考えていないのかをお伺いいたします。

髄膜炎菌ワクチンの助成について。

ヒブ、肺炎球菌と並び、髄膜炎菌の症状は風邪に似ており、そして髄膜炎にかかると急性症状が出、死亡率も高いというふうに言われております。日本では症例は少ないものの、重篤な症状の出る病気で、ワクチンで防げるものなら助成を含め予防できればと考えておりますが、当局のお考えをお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。よろしく願いいたします。

○議長（古川 徹君） 荒木かすみ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 荒木かすみ議員の御質問にお答えいたします。

なお、児童・生徒の熱中症対策についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに防災についての御質問にお答えいたします。

1点目の河川の水位計の活用についての御質問ですが、河川を管理している千葉県においては、水防活動や住民避難を支援するため、従来の超音波式の水位計のほか、令和元年10月の大雨による被害を踏まえ、現在はカメラを搭載した危機管理型水位計の設置が進められております。

町内においては、真亀川にカメラを搭載した危険管理型水位計が、作田川には超音波式水位計が設置されております。これらの施設による水位情報は、専用サイトからリアルタイムで確認することができますので、気象警報発令時の職員の配備体制、河川氾濫のおそれを把握し、速やかな避難指示等の発令に活用しております。

2点目の線状降水帯の予報を活用した早期避難についての御質問ですが、近年線状降水帯による甚大な被害が全国で発生しております。気象庁では、これまで線状降水帯発生による大雨の可能性について、事前に予測することは困難としておりましたが、予測精度の向上により、今月1日から全国を11の地域ブロックに分け、発生約半日前から予測情報の提供を開始したところでございます。

また、現状の予測的中率は4回に1回程度とされておりますが、結果的に線状降水帯が発生しなくても大雨となる可能性がございますので、この情報を活用し、住民の早期避難につなげていきたいと考えております。

3点目の津波避難に関わる東金九十九里有料道路の活用についての御質問ですが、東金九十九里有料道路は高い場所に設置されており、直線で津波浸水区域外へ通じる道路として非常に有効な道路であると認識しております。このことから、千葉県道路公社との協議により、大津波警報発生時には下り車線を通行止めとし、上り車線を避難車両のために無料開放することとしております。

次に、管理されていない土地についての御質問にお答えいたします。

1点目の空き地の適正管理についての御質問ですが、空き地の管理はその所有者または管

理者に責務があり、町では適正な管理がされていない土地について、住民からの相談等が寄せられた場合には現状把握の調査を行っております。

調査の結果、火災、犯罪または病虫害等の発生原因となるような状態で改善が必要と判断した場合には、空き地の所有者等に対し、現況写真と土地等の管理業者の一覧を同封し、現状の改善と適正な管理をお願いする文書を送付しているところでございます。

2点目の空き地についている側溝の管理についての御質問ですが、町では快適な生活環境を保つため、側溝の管理につきましては、各自治区や地域住民の皆様に清掃などの管理をお願いし、汚泥等の回収・処分を町が行っております。今後も引き続き住民の皆さんの御協力をいただきながら、側溝の機能維持を図ってまいりたいと考えております。

次に、予防接種ワクチンについての御質問にお答えいたします。

1点目のインフルエンザワクチン助成の利用状況についての御質問ですが、現在町では65歳以上の方や60歳以上で接種要件に該当している方に対し、インフルエンザワクチンの助成を行っております。昨今の新型コロナウイルス感染症による感染予防、重症化予防の意識向上により、令和2年度からワクチンの接種者数は増加傾向となっております。

また、マスクの着用、手洗いなどの感染予防対策が定着したことで、インフルエンザの感染者数は以前に比べ大幅に減少しておりますが、今後も予防接種の助成について広く周知するとともに、予防対策の徹底について注意喚起してまいります。

2点目の髄膜炎菌ワクチンの助成についての御質問ですが、国内では弱毒髄膜炎である髄膜炎菌B型の感染がほとんどであり、比較的軽症例が多く、1940年には年間4,000名を超える患者数の報告がありましたが、現在では年間数名程度であるとの報告があります。

重篤になりやすい髄膜炎菌A型やC型などは、主に中央アフリカや中近東などで発生しており、今後、海外との交流が増えるにつれ国内での感染者の増加も考えられますが、現段階での髄膜炎菌ワクチンは希望者が自費で受ける任意接種となっております。

今後、予防接種法に基づき、町が主体となって実施する定期接種に含まれた際には、速やかに接種体制を整備してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上で荒木かすみ議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 荒木かすみ議員からの御質問のうち、私からは児童・生徒の熱中症対策についての御質問にお答えをいたします。

1点目の冷房の設置状況についての御質問ですが、小・中学校の全ての普通教室と特別教室の一部に設置しており、令和2年6月に九十九里町立小・中学校空調設備運用マニュアルを策定し、運用しているところでございます。夏季の空調設備の稼働につきましては、6月1日から9月30日までの期間とし、教室内の温度が28度以上の場合を稼働の基本としているところでございます。

2点目の水分補給の現状についての御質問ですが、児童・生徒は各自お茶や麦茶、薄めのスポーツ飲料を入れた水筒を持参し、小まめに水分補給をしております。また、気温の上昇や運動会練習等、活動の状況に応じてスポーツ飲料の濃さや水筒の中身、量についてもきめ細かに指導しているところでございます。今後とも、新型コロナウイルス感染症対策も踏まえた熱中症対策について指導してまいります。

以上で荒木かすみ議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） それでは、再質問させていただきます。

まず、防災について、河川の水位計についてです。

最初に、河川の状況を見に行くというのは大変危険なことでございます。水位計がついたことによって、農業者や住民が見に行かなくてもよいようになったということでしょうか。真亀川、作田川の状況を住民の方が確認できるような専用サイトの閲覧というのはできるのでしょうか。また、危険度の判断方法は専門家でないといけないのか、お伺いをいたします。

もう一点、2019年の房総豪雨被害のときには、一宮川で茂原市早野水位計のピークは、その上流の水位計のピークから8時間後であったというふうにテレビ報道がありました。このとき、茂原市早野では大変大きな被害が出ております。

また、本町の水位計については、上流の水位計については早めの監視ができるように御配慮をいただいておりますでしょうか。また、水位計以外でも状況判断があるかと思いますが、早期避難体制の判断基準を教えてください。避難勧告と上流の水位計からの情報で危険予知がされているか、お伺いをいたします。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

初めに、専用サイトの閲覧についての御質問でございますが、このサイトは千葉県が構築しております千葉県防災ポータルサイトというもので、一般に公開されているため、どなたでもパソコンやスマートフォンから閲覧することが可能であります。

次に、上流の水位計からの情報で危険予知も判断されているのかという御質問でございますが、水防法により、千葉県知事は、真亀川及び作田川の水位が氾濫注意水位に達したとき、町長へ水位を示して通知及び周知を行うこととされております。

また、本サイトからの河川水位情報には、それぞれの河川の水防団待機水位から氾濫危険水位までの警戒基準高も表示されておりますので、気象警報発表時、もしくは災害の発生するおそれがある際には、本町の2河川はもちろんのこと、その上流や近隣河川の水位情報も併せて確認をさせていただき、広域的な情報収集を行いながら、町地域防災計画に基づき的確な判断に努めております。

なお、水防に関する連絡体制でございますが、関係機関、これは千葉県山武土木事務所にありますが、ホットラインも構築されており、一朝有事の際にはすぐに情報が来るよう、引き続き情報共有を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 専用ポータルサイトの周知等、できれば皆さんに知っていただけたらなというふうに思います。

それから、危険予知、どういうふうにして危険予知していくのかということ、専門家でなくても分かるような形でみんなで共有できたらなというふうに思っております。

全国9,000か所の水位計が中小河川にも配備をされているというふうに聞いております。本町、海に近い最下流において大変重要な施設と思いますので、細かな情報収集でさらなる安全対策をお願いいたします。この件については終わります。

次、線状降水帯の予報を活用した早期避難でございますが、この件は精いっぱいということですので、次の線状降水帯の予報から最近の現状についてお伺いいたします。

今までは降水量から判断するというふうな状況であったので、避難時には多量の水位の中、膝まで水につかって避難に向かうということがありました。幸い本町では、早期に避難所の開設をさせていただいておりますので、いつも被害に遭う方は早めの避難を励行しておりますけれども、6月1日より情報提供ということですので、この情報を基に前日に精度の上だった予知がなされるのかどうか、今後の具体的な対応についてお伺いをいたします。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

町長答弁でもお答えしておりますとおり、気象庁による線状降水帯予測が6月1日から情

報提供されることとなりましたが、線状降水帯による大雨の正確な予測は難しく、この呼びかけを行っても、必ずしも線状降水帯が発生するわけではないとされております。

しかしながら、線状降水帯は非常に強い雨のエリアが数時間にわたりほぼ同じ場所を通過・停滞するため、長い時間、非常に強い雨が降り続き、大きな災害の要因となる集中豪雨を引き起こすことがありますので、銚子气象台から発表された際には、迅速に避難準備等の情報提供を行い、最適なタイミングを逃すことなく、避難指示等の発令ができるように努めてまいります。

また、線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけがあった場合、町が発令する避難情報や大雨警報などの防災気象情報と併せて活用していただきまして、自ら避難の判断をすることも重要であると思っておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 線状降水帯についてはこれからというところだと思いますので、またどんどん精度が上がっていくと思いますので、よろしく願いをいたします。線状降水帯の被害、今まで台風の危険予知に加えて、何度も何度も大きな被害が出てきているというように感じております。農業者にとっても、年数を重ねた家の方にとっても、大変心配な事態です。また、以前には被害が出ていなかった場所にも被害が出るなど、ますます警戒をしなければならぬので、情報の取り方などにも住民周知をお願いいたします。

本町では、雨風が強いときに防災無線放送、聞きづらい場合に電話番号があってありがたいです。この電話番号のステッカー等、気軽に確認できるのかなと思いますので、住民さんにもまた機会がありましたら周知をお願いいたします。

次に、津波避難に関わる東金九十九里有料道路の活用についてお伺いをいたします。

車での避難であると、縦方向、本町からは1か所しか上がるところがないので、徒歩で上がる場所を御検討願いたいと以前にも質問し、御検討いただいておりますが、その後の進捗をお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、令和3年の第2回議会において御質問をいただき、その際にも御説明をさせていただいておりますが、実際に有料道路には歩道がなく安全性が確保できないこと、階段、スロープ等の設置方法や維持管理など、まだまだ現状では難しい課題があることから現在も協議中でございますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 現状分かっておりますけれども、簡単な階段のようなものでも非常時のみは入れるような工夫もしながら設置の御検討をいただきたいと思いますが、もう一度御回答をお願いいたします。

○議 長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 簡単な階段のようなものを設置してはとの御質問でございますけれども、誰もが利用可能な階段を設置するには勾配の問題、それから有料道路へ出る前に待避場所を確保して、安全を確認してから道路上に避難するなどの対策が必要となると思います。

以上のことから、費用面も含め、その実現の可能性について関係機関と連携し、引き続き千葉県道路公社との協議を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議 長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 有料道路の休憩所である今泉駐車場、福俵駐車場というようなところを一時避難所として使うようになるというふうに私たちのほうも聞いておりますので、実際の津波避難の際にそこに行こうと思えば、何としても避難したいというふうに思えば、道のないところをよじ登るといようなこと、危険な状態がかえって起こると思うんですね。そういうこともありますので、ぜひ何らかの御対応・御検討をお願いしたいと思います。

次に、管理されていない土地について、2番目の質問をさせていただきます。

この先、過疎化が進む中、3軒に1軒は空き家になると言われております。近隣住民の善意だけに、この側溝掃除というようなことは頼ってはいられません。実際、あちこちで問題になっていることですので、再度御回答をお願いいたします。

○議 長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えいたします。

町といたしましては、町長答弁にもありましたように、これまで自治区を中心に側溝を利用している地域住民の皆様の御協力を得て、側溝の機能維持に努めてきたところでございます。今後も皆様の御協力を得られなければ、広範囲に及ぶ側溝機能維持は大変難しいものと考えております。

しかしながら、議員のおっしゃるとおり、近年住民の居住していない区域での側溝の詰まりや居住者の高齢化等により、側溝の清掃が困難になってきているなどの御相談もいただい

ております。このような場合、まずは区長に御相談いただき、自治区での対応をお願いしたいと考えております。ただし、自治区での対応も困難な場合には、区長からの御相談に応じ、現状を確認した上で町の対応も行っているところがございますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 前向きな回答ありがとうございました。

側溝の未整備、道路冠水は、住民相談の最も多い案件ではないでしょうか。町の中でよく耳にする問題でございます。こういった一つ一つ、小さくても重なっていくと大きな問題となり、過疎化の原因にもなっていくと思いますので、何とか解決に向けての対策をお願いいたします。この点、強く要望いたします。

次に、児童・生徒の熱中症対策についてお伺いをいたします。

まず、冷房の設置状況について、小学校の設置箇所など、具体的に教えていただけますでしょうか。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局主幹、足立康幸君。

○教育委員会事務局主幹（足立康幸君） ただいまの御質問にお答えします。

冷房の設置教室数につきましては、小学校が普通教室27教室、特別教室が40教室のうち19室に設置、中学校が普通教室11教室、特別教室が26教室のうち5教室にそれぞれ設置しております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 分かりました。大分進んでいると思いますが、設置されていない教室については使用がされていないのかなということになりますかね。必要に応じてつけていくということでしょうか。また後で結構ですので、教えてください。

次に、水分補給の現状についてお伺いをいたします。

午前中に水筒を飲み切ってしまったという場合、水筒を持っていった方がですね、子供たちどうしているのかなというふうに心配になります。これは親御さんの声もありますので、聞かせてください。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局主幹、足立康幸君。

○教育委員会事務局主幹（足立康幸君） ただいまの御質問にお答えします。

教育活動の中で水筒を飲み切ってしまった場合は、児童・生徒は各自が用意した予備の飲料を補充したり、学校の水道水を飲んだりして水分補給を適宜行っている状況にあります。

以上です。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） そうしますと、予備の飲料ということは、持参した氷の入った水筒にペットボトルの飲物を補充しているというようなことでよろしいですかね。お水、お茶を持参して登校しているということですね。分かりました。

前年猛暑の中、水分補給について、保護者からの御心配の声がありました。水筒の水がなくなると、子供は水道水を飲むことはしないで我慢をしているというようにも聞いております。午後の一番水分が必要なときに飲んでないということになりますので、またコロナ禍において、直接水道から口をつけて水を飲むというのも難しいので、冷水を水筒に入れ替えて飲むというようにしていただければというふうに思うんですが、この点、御回答できますでしょうか。お願いいたします。

○議長（古川 徹君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局主幹、足立康幸君。

○教育委員会事務局主幹（足立康幸君） 水筒の補給につきましては、それぞれの学校で天候、活動内容につきまして、その状況を見ながら指導しているところになります。実際のところ、冷水を飲むということに関しましては、水筒の中に残っている氷等をうまく午後に向けて保管するなど、それぞれ指導してやっていければと思っているところです。そのように指導していきたいと思えます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 近年で、ほかの公共施設や学校なんかでも、これはちょっと調べさせていただきましたけれども、冷水機の設置には積極的に取り組んでいるところもあります。また、冷水を水筒にくんで、ペットボトル何本分のプラスチックごみの軽減になりましたというような数字の出る冷水機があるそうです。楽しみながらSDGsの教育につなげているという一例として、教育新聞の記事にありました。また、中学校においては、冷水機は、避難所を使う際に、避難された方の熱中症対策にも有効であると聞いております。こういったことも踏まえて御検討をお願いいたしまして、要望とさせていただきます。

それでは、インフルエンザワクチンと髄膜炎菌ワクチンについて、再質問させていただきます。

ます。

インフルエンザワクチンについて、年齢枠、金額等、毎年受けるものですので、拡大助成についてお考えがないか、お伺いをいたします。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君） お答えさせていただきます。

過去において、インフルエンザ予防接種にて社会全体の流行拡大が阻止できると考えられ、学校等において集団接種が行われておりました。しかし、社会全体の流行を阻止し得る積極的なデータがないことから、子供等のインフルエンザワクチンは平成6年に予防接種法の対象疾病から削除され、任意接種へと切り替わったところでございます。

インフルエンザワクチンについては、打てば絶対に罹患しないというものではありませんが、たとえかかったとしても病気の重症化を防ぐ効果は認められております。このことから、予防接種法においては、インフルエンザの予防接種について、現在65歳以上の方や60歳から64歳の方でも心臓などに機能障害がある方、免疫機能障害のある方などを定期の予防接種の対象としております。

町といたしましては、それ以外の方については公費で負担し、推奨していくためには、予防接種法に基づき実施すべき定期接種に位置づけられるかどうか、国の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、感染予防の重要性及び感染対策の徹底を引き続き周知し、感染予防に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） インフルエンザ予防接種については分かりました。この点は皆さんに周知をお願いして、受けていただくということが一番大事ななというふうに思います。

髄膜炎菌ワクチンについて、関連でお伺いをいたします。

海外では接種済み証を発行するなど、警戒の対象というふうになっておりますけれども、海外より入国をされる方についての対策は取られているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君） お答えさせていただきます。

日本入国の際の必要書類、入国後の待機など、行動制限を含め、日本の水際対策は厚生労働省の所管となり、検疫措置として日本政府がワクチン接種証明書を必要とされております。

のは、現在では新型コロナウイルスの接種証明書のみのお扱ひとなっておりますので、髄膜炎菌ワクチンの接種証明書については検疫措置には指定されておひません。

逆に、海外に日本人が渡航する際には、渡航先の国が定めた髄膜炎菌予防接種証明書の提示が求められる国もありますし、海外の学校に留学する際に、留学先の学校から予防接種証明書の提示を求められる場合もござひますので、詳しくは渡航先の国の在日大使館や、留学する場合には入学前に留学先に確認するなど注意が必要であるとのこととござひますので、よろしくお願ひいたします。

以上とござひます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 分かりました。今のところあまり増えていないということで、それはよく分かりました。しかし、蔓延してからの対策になると、コロナウイルスのように大きな被害と大きなお金もかかってしまうので、予防できるものは周知徹底し、回避するよう望みたいと思ひます。

帯状疱疹についても同様ですけれども、予防接種助成金を出すことによつて必要性の見直しにもつながると思ひますので、体制が整った段階で早めの対応をお願ひいたします。

これは私見とござひますけれども、コロナ対策のときに感じたこととです。2年以上前のこととですが、成田に行く用事がありまして、今にして思えば、成田で入国の制限が厳しいというふうには思えませんでした。発覚後、二、三か月ぐらひのときとでしたが、韓国や中国に比べ、日本は緩いなという感じとでした。その後、日本は厳格に体制強化をして今に至つておひますが、明らかにSARSのときの緊迫感というふうなものはないように思ひます。国による緊迫感の相違は、罹患状況等、様々な要因がありますが、SARSウイルスのような初動体制の強化は大事であると思ひました。

今後も様々、情報を共有させていただきながら、一生懸命働いていきたいなというふうにおひますので、よろしくお願ひをいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうござひました。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩いたします。

再開は午後1時とです。

(午前11時31分)

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時52分)

○議長（古川 徹君） 順次発言を許します。

通告順により、13番、谷川優子君。

（13番 谷川優子君 登壇）

○13番（谷川優子君） 谷川です。

令和4年6月議会一般質問を行います。

さきに通告いたしました国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、地域公共交通について一般質問を行います。

国民健康保険税の負担軽減について質問を行います。

2018年度に市町村国保財政が都道府県化され、5年目を迎えました。県は毎年国が定めた方式に基づき市町村標準保険料率を示し、市町村は県より示された標準保険料率を参考にして実際の保険料を決定します。しかし、県から示される保険料率は、保険料負担を抑えるために一般会計からの繰入れを行っている市町村の法定外繰入れを認めないことを前提としているため、多くの市町村の国民健康保険税が高くなっています。

22年度は、1,697市区町村が県から示された標準保険料率どおり改定した場合、全体の65.4%が保険税の値上げになることが試算されました。県から示された九十九里町の標準保険料率と、また住民負担増についてお伺いします。県から示された九十九里町の標準保険料率についてお答えください。

18歳までの均等割の無料化の要望と質問を行います。

国民健康保険は、国民皆保険の中核的役割を担っています。しかし、加入者の多くは無職や非正規雇用などの多くが加入しています。負担能力に関係なく均等にかかる均等割税は、世帯数が多いほど負担増になります。同じ医療制度でも被用者保険の組合管掌健康保険や全国健康保険協会管掌健康保険にはこうしたものはありません。

他の自治体からも均等割廃止の要望が上がっていると思いますが、特に子供にかかる均等割の廃止を求めますが、行政の対応をお聞かせください。就学時前までの子供の均等割軽減がされますが、18歳までの均等割に必要な財源の内訳をお答えください。

国保税の減免制度についてお伺いします。

九十九里町の国保加入者の所得階層を見ますと、加入世帯数2,908世帯のうち所得ゼロか

ら200万が全体の2,392世帯、また300万円までを入れると2,661世帯、8割以上が最も低い所得です。

そして、住民の命と健康を守るために国保税の減免を規定している第44条と第77条ですが、国保の減免基準は自治体で規定できますが、九十九里町はどのようになっているのか、お答えください。

また、滞納されている方への対応についてお伺いいたします。

保険証の資格証明書発行件数をお答えください。

後期高齢者医療制度についてお伺いします。

後期高齢者医療制度は、2008年に75歳以上を対象に、それまで入っていた国民健康保険や協会健保から脱退させられ、後期医療に加入することになりました。制度発足前、厚生労働省の幹部は、医療費が際限なく上がり続けるこの痛みを後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくと、このような発言をしました。まさに今、現実のものとなって進んでいます。

75歳以上の人の加入者が増えるたびに保険料の引上げがされる仕組みづくりです。年金から天引きされる保険料の増加で、暮らしは圧迫されるばかりです。また、天引き対象でない低所得者の保険料滞納は、毎年20万人以上に上ると言われています。75歳以上の窓口負担増になれば、ましてや受診控えが起これ、高齢者の病状悪化の懸念もあります。現役並み3割負担と2割負担になる対象者数をお答えください。

また、高齢者の負担増についてお伺いいたします。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会では、2020年と2021年度に平均6.85%、5,091円保険料の改定がされ、大幅な引上げがされました。九十九里町の試算をお答えください。

また、滞納世帯に対する対応、後期高齢者医療制度の保険料徴収は年金からの天引きが原則です。しかし、無年金者や年金受給額が年間18万以下の方は、納付書や口座振替による普通徴収となります。後期高齢者医療制度では、原則として滞納が1年間続くと、医療費窓口負担が一旦10割となる被保険者資格証明書が発行され、事実上の無保険となります。

令和2年の決算書を見ますと、後期高齢者医療保険料特別徴収が1億932万8,000円、また普通徴収が4,663万4,000円となっています。この割合を見ると、42.6%が高齢者の普通徴収となっています。滞納世帯に対しての保険証の発行はされているのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

次に、地域公共交通についてお伺いします。

公共交通の実証実験の目的についてお伺いします。

令和3年10月から令和5年3月までの作田丘地区、真亀丘地区の75歳以上の住民、または65歳以上で運転免許を自主返納した対象者に500円のタクシー利用助成券を月2枚、このようなことですが、タクシー助成券を利用したのは16%で利用しなかったのが75%でした。全体の7割以上の高齢者にとって使いづらい内容ではないでしょうか、お答えいただきたいと思います。免許返納者への具体的な対策をお聞かせください。

あと、交通弱者対策、移動手段のない高齢者にとって、毎日の暮らしは大変です。特に独り暮らしの高齢者は、知り合いにお願いして買物などの用を足している。いつになったら自分で自由に外出ができるようになるかしら、いつになったらデマンドタクシーが走るのかなど、せっぱ詰まった話がされます。

そうした中、九十九里町も大型小売店の撤退や金融機関の縮小により、ますます高齢者の日常生活は不安が募ります。一日も早い公共交通の実現が求められています。ますます過疎化する住民の暮らしをどのようにしていくのか、お答えください。

また、今後の公共交通計画はどのようにするのか。

地域公共交通会議は、平成18年10月に改正道路運送法と同時に制度化され、また法定協議会は平成19年10月に国によって施行されました。地域住民や利用者が参画するとともに、地域住民、利用者、地方公共団体から成る協議組織として規定されたのですが、地域公共交通総合連携計画の作成、あるいは事業の実施を目的とした協議組織です。参加者に対する協議結果の尊重義務、パブリックコメントの実施の義務づけなどの規定が設けられていますが、特にパブリックコメントは広く一般住民から意見を募り、その意見を考慮することにより行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利、利益の保護に役立てることを目的としています。今後の公共交通計画の中で、パブリックコメントなどの開催は考えているのでしょうか、お答えください。

再質問は自席で行います。

○議長（古川 徹君） 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 谷川優子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、国民健康保険制度についての御質問にお答えいたします。

1点目の標準保険料率についての御質問ですが、千葉県から示された本町の令和4年度標準保険料率の医療、支援、介護分の合計は、所得割が13.67%、均等割5万1,566円、平等割

2万1,784円となっており、前年度と比較しますと、所得割は1.04%の増、均等割は1,836円、平等割は708円、それぞれ減額でございます。

2点目の子供の均等割18歳まで無料化についての御質問ですが、国民健康保険法等の改正により、令和4年度から未就学児の均等割が2分の1軽減となります。子供の均等割の軽減につきましては、国による制度創設等により解決すべき事項であり、広域化に伴う標準化等の観点からも、市町村が独自に予算化して行うことは適当ではないとの認識から、18歳までの均等割を無料化とする考えはございません。

3点目の国保税の減免制度についての御質問ですが、低所得者への措置として、所得に応じた7割、5割、2割の法定軽減が設けられております。また、町の国民健康保険税減免取扱要綱により、長期間の罹患により医療費が著しく増加した世帯や、倒産・解雇等による失業、または事業不振などの理由により前年に対して所得が減少した世帯については、減少した割合に応じて所得割を減免する等の規定を設けております。

4点目の国保税滞納者についての御質問ですが、滞納者から納税相談を受けた際には、生活状況や滞納となった原因などを聴取の上、必要に応じて分割により納付いただいております。

なお、相談がない滞納者については、財産調査を行い、払税力があると判明した場合には、納税の公平さを確保するため、差押え等の滞納処分を行っております。

次に、後期高齢者医療制度についての御質問にお答えいたします。

1点目の窓口負担2割・3割の対象者数についての御質問ですが、令和4年度から団塊の世代が後期高齢者に移行し始め、医療費の増大が見込まれる中、本年10月から現在の1割負担と3割負担に加え、一定所得以上の後期高齢者を対象として2割負担の区分が新設されます。

対象者数につきましては、4月末現在の試算で、被保険者3,107人中、2割負担が206人で3割負担が104人となります。

2点目の負担増の試算についての御質問ですが、医療費の窓口負担額につきましては、医療機関で行う治療により診療報酬が異なるため、試算をすることは困難ではございますが、2割負担となる方について、施行後3年間は、窓口負担割合の引上げに伴う1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置が定められております。

3点目の滞納世帯に対する対応についての御質問ですが、督促状や催告書による通知、または電話や訪問を行い、必要に応じて分割等により納付いただいております。

次に、公共交通会議についての御質問にお答えいたします。

1点目の公共交通の実証実験の目的についての御質問ですが、実証実験は3つの目的をもって実施しております。

1つ目は、公共交通空白地における住民の移動支援と生活の質の向上、2つ目は路線バス等既存の公共交通の利用促進に向けたフィーダー交通としての有効性の検証、3つ目はタクシー利用助成の有効性と課題の検証でございます。

実証実験の間ではありますが、本年3月にアンケート調査を実施したところ、様々な御意見をいただいたところでございます。公共交通会議において、結果の検証にいただき、改善を加えながら、引き続き実証実験を継続してまいります。

2点目の免許返納対策の具体的対策についての御質問ですが、善塔議員の御質問にもお答えいたしました。本町の高齢化率が40%を超える中、これに比例して自動車運転者に占める高齢者の割合も増加傾向にあるものと考えております。また、高齢者が運転する自動車による事故も大きな社会問題となっており、町といたしましても、公共交通対策としての位置づけにとどまらず、高齢者の交通事故防止対策は重要課題であると認識しているところでございます。今後、このような状況に留意しつつ、免許返納対策について、地域公共交通計画の策定の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

3点目の交通弱者対策についての御質問ですが、長引く経済の低迷やインターネットによる通信販売の普及、さらにコロナ禍による生活スタイルの変化によって、小売事業者は厳しい状況にあるものと理解しております。

そのような状況の中、本町においても大型小売店が撤退するといった報道がございました。こういった状況が今後も不安視されているところでありますので、町といたしましても高齢者の移動手段の充実や移動販売の拡充など、交通弱者の解消に努めてまいります。

4点目の具体的な公共交通計画はできているのかとの御質問ですが、現在の公共交通会議を今年度中に法定の公共交通会議とした上で、委員となる皆様の意見を求めながら、令和5年度以降、公共交通計画を策定してまいります。

以上で谷川優子議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

再質問をさせていただきます。

実際、その数字から見て、この国民健康保険税の負担軽減というか国民健康保険税そのも

のが値上げされているのかされていないのか。これは、先ほど質問したのは、県から示される標準料金だと思うんですね。標準の料率なんですけれども、町として値上げがされているのかされていないのか、されているんだとしたらどのくらい値上げになっているのか、それお答えください。

○議長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

令和4年度の九十九里町の保険税率につきましては、医療、支援、介護分合計いたしますと、所得割で10.20%、均等割が4万3,000円、平等割が1万9,000円となります。

県から示される標準保険料率が増加の傾向にあり、本町の確定税率と乖離が生じてきている状況ではありますが、基金の活用等により、本年度、令和4年度の保険税率につきましては、基金の繰入れを行って据え置くことといたしておるため増減はありません。

この基金の繰入れにより保険税率を据え置いた場合、複数年税率の据置きが可能と考えており、納付金額や医療給付費の推移と保険料率の見直しが必要となる可能性もありますけれども、広域化による国保改革では法定外繰入れを段階的になくす方向性が示されておりますので、今後基金の活用方法を含め、国保の運営協議会に諮りながら検証していきたいと考えております。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 再々質問を行わせていただきます。

行政から頂いた国民健康保険税の改定の方針というのを見てみますと、令和2年から急に示されている金額が7万319円、そして令和3年だと7万5,894円と、こういった金額が示されています。それを国保基金で抑えてくれているんだという話だと思うんですけれども、国保基金もいずれはそれで減っていくわけで、最終的にこれは町長にお伺いしたいんですけれども、国保基金で賄えなくなったときに法定外繰入れを一般財源からするのか、あるいは国保税にそのまま住民にかけるのか、そういったお考えはどういうふうになっているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） 先ほど答弁させていただいたところではあるんですけれども、広域化による国保の改革では、法定外繰入れにつきましては段階的になくす方向で示されております。このため、保険料率につきましてはできる限り今基金を活用し、その後につきましては国保運営協議会に諮りながら検証を進めていきたいと考えておりますので、御理解のほ

どよろしくお願ひいたします。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

やはりこの広域化の意味というのは、そういった法定外繰入れをして、今まで国保税を抑えてきたところを法定外繰入れをさせないということが目的でこういった広域化が始まったと。それがだんだん表面的にやっぱり出てきたと。県から示される料率もだんだん上がってくるということなので、今後私のほうは法定外繰入れ、いわゆる一般財源からの繰入れをし、住民に負担をかけないでほしいということを要望して、この質問は終わります。

18歳までの均等割の無料化の要望なんですけれども、やはり東京都なんかを調べると18歳まで無料化にするための予算化をしていると、地域、自治体によっては子育て支援ということで、その自治体独自の財源で子供の均等割の医療費の無料化がされていると。

九十九里町の場合、18歳までの均等割の無料化をしたらどのくらいの財源が必要なのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） お答えいたします。

国民健康保険の被保険者のうち、18歳未満の子供の数につきましては、5月末現在で267人となっております。この人数を基に均等割を無料化とした場合、約800万円の金額が必要という試算となっております。

財源につきましては、未就学児にかかる均等割の2分の1軽減につきましては、国や県、町にて財源負担をする形となりますけれども、町独自で18歳までの無償化を実施した場合、残りの2分の1と6歳から18歳までの子供の金額については、システム改修等を含め、町のみの財源負担となることとなります。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） やはり今、少子化対策として、これは真剣に取り組んでいただきたいと思います。特に均等割というのは、昔の明治時代の人頭割、頭数でみんな所得、収入があるがあるまいがかかるという、やっぱりそういったところで住民の負担が増えているので、これは前向きに考えていただきたいと思います。

あと、国保税の減免制度について再質問を行います。

国保法では第44条と第77条の減免が規定されておりますけれども、九十九里町の保険税に

対する減免、要するに国保法の減免割合はどのようになっているのか、基準をお答えください。

○議長（古川 徹君） 税務課長、中村吉徳君。

○税務課長（中村吉徳君） お答えします。

議員おっしゃいました国保法、保険税の減免について、第77条に基づいて、町国保税条例の第26条で減免については明記してございます。

さらに、この条項に沿って、減免取扱要綱を制定してございます。

その3条において、生活困窮者等の減免の項目がございまして、減免の状況ですけれども、平成3年度におきましては、本人の意思に反しての退職、これで25人減免、収監3人、災害なし、旧社会保険の扶養者の適用で12人、コロナで4人の状態でございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） すみません、私は減免の基準をお答えくださいということでお聞きしたんですけれども。

○議長（古川 徹君） 税務課長、中村吉徳君。

○税務課長（中村吉徳君） 要綱の中の基準でございまして、生活困窮者に関しましては、町長が認めたところによるということ明記してございます。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩します。

（午後 1時23分）

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時24分）

○議長（古川 徹君） 税務課長、中村吉徳君。

○税務課長（中村吉徳君） 減免基準につきましては、生活保護基準の1.2以下とかいう基準数字は、要綱の中では現在定めておらないところでございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 再々質問をさせていただきます。

この要綱の中でも、そういった基準が示されていないとすれば、何を基準にしてそういった

生活困窮者に対して減免をするのかというのが明らかではないですね。

例えば東金やほかの自治体や何かを調べると、生活保護基準の1.3とか1.2とか、そういう生活保護基準を決めて、生活保護基準にはならないけれども、それでも救おうというのがこの要綱だと思うんです。じゃ、その要綱ができていない、減免の基準ができていなければ住民は救えないと思うんですけれども、町長、どう思いますか。

○議 長（古川 徹君） 税務課長、中村吉徳君。

○税務課長（中村吉徳君） 平成30年に制定しました要綱でございますが、減免の基準を生活保護基準の1.2倍以下に、九十九里町の要綱では明示していない状況でございます。この件に関しましては、他の自治体の事例や運用状況を確認・調査させていただきまして、その上で研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 滞納されている方への対応をお伺いいたします。

今、保険証の資格証明書発行件数をお答えいただきたいというような、私最初に質問したと思うんですけれども、この資格証明書の発行件数というのは、今分からないのかどうか、再度お聞きします。

○議 長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） 資格証の発行件数というところの御質問にお答えさせていただきます。

納期限から1年経過しても滞納を続けており、3か月に1回の来庁依頼がなく納税や連絡もない1年に満たない世帯については、資格証を交付しております。

その件数につきましては、令和3年度の実績ですと、48世帯49人に対し資格証を交付いたしております。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 住民への説明や対応はどのようにされているのか。例えば生活困窮者の中で保険税を滞納していると、中には執行停止や何かも申請できると思うんですけれども、そういった執行停止や何かの説明はされているのか、お答えください。

○議 長（古川 徹君） 3回目ですけれども、これでいいですか。

税務課長、中村吉徳君。

○税務課長（中村吉徳君） 税務課におきましては、丁寧な説明をさせていただいております。

減免等該当になるような状況でございましたら、本制度がございますことを説明させていただいております。また、税の無申告であると法定減免等適用になりませんので、税申告の指導なども併せてさせていただいております。

執行停止におきましては、税務課のほうで収入、財産の資力調査等を行いまして、該当になる方を抽出させていただいております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 後期高齢者の負担増について、再質問をさせていただきます。

先ほど言ったように、千葉県の後期高齢者広域連合議会では、2020年と2021年度に平均6.85%、つまり5,091円の保険料の改定がされて、かなり大幅な引上げがされたと思うんですけれども、先ほど九十九里町の試算をお答えいただきたいと思ったんですけれども、きちっとその試算をもう一度お答えいただきたいと思います。九十九里町の住民はどのくらいの負担増になったのか、数字でお願いします。

○議長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） 後期高齢者医療制度の保険料率につきましては、都道府県ごとに決定をし、2年に1度見直すように、高齢者医療の確保に関する法律で定められているところです。

前回、令和2年度・3年度の保険料の改定では平均3,637円の負担増となりましたが、今回の令和4年度・5年度の保険料率につきましては据置きが決定しておりますので、負担増にはならないところでございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 滞納世帯に対する対応ということで、再質問をさせていただきます。

また、後期高齢の保険者に対して、今資格証明、例えば滞納者に対しての資格証明が発行されているのか把握されていないのか。高齢者対象ですから、やっぱり保険証は命に関わることなので、再度お答えください。

○議長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） 後期高齢者の資格証につきましては、交付はいたしておりません。ただし、短期証につきましては、令和3年度の実績ではございますけれども、2名の方に対して交付をいたしております。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 再質問です。

市区町村によっては特別徴収、いわゆる年金天引きを10月から開始したところや、また年度途中で普通徴収の対象者が拡大されたことによって、いろいろ混乱が生じているようです。最終的にどの程度の規模で滞納が生じているかというのがなかなか不明だと。さらに、徴収方法の周知不足によって年金から天引きされるものと思っていたとか、あるいは納入することに気づいていない人などもいると考えられると。

広域連合によって資格証明書を交付する前の段階として、4か月程度の未納に対して督促状を発送し、有効期限を短縮した保険証、短期証明書に切り替えて送られると、そういったことがあってかなり住民の中に大きな不安があると。私自身もそういった相談を受けたんですけれども、そういった周知はどのようにされているのか。

○議 長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） 後期高齢者医療の保険料につきましては、特別徴収と普通徴収のこの2つに分かれるんですけれども、特別徴収については年金からの天引き、普通徴収につきましては75歳になった一番初めの保険料の納付がどうしても全員普通徴収ということになってしまい、そのところが混乱を招く原因になっている一つではあります。

その方々について、いずれ口座振替、年金から天引きされると思って納付をしていなかったという方が多い中、そういう方々については電話でお話をしたり、各家庭を訪問して制度について説明をし、納付についてお願いをしているところでございます。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

医療を最も必要としている高齢者に、少なくとも資格証明書の発行はするべきではないと思います。かつての旧老人保健制度の下では、老人保健対象者のいる世帯は資格証明書の交付対象ではなかったと。普通徴収となる高齢者の方の年金収入は全く少額であり、滞納となる可能性がとても高いです。このような方々から滞納を理由に保険証の取上げや医療機関の窓口での全額自己負担を求めることは受診を阻害する、また高齢者の命と健康を脅かすことになりかねませんので、資格証明書の発行をしないでいただきたいと思います。

次は、地域公共交通についてお伺いいたします。

住民アンケートに対して、また実証実験がどのように生かされるのか、お答えください。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 午前の善塔議員の御質問にもお答えしたところでございますが、昨年10月から実施しております公共交通実証実験について、対象地域の75歳以上の方259名を対象といたしまして、本年3月にアンケート調査を実施し、81名の方から回答をいただいたところでございます。

アンケートの内容につきましては、年齢や家族構成などの本人属性、また外出の目的や頻度など日常の外出状況、さらに今回の実証実験について伺ったところでございます。

このアンケート調査によって、今回の実証実験にある程度の効果、それから将来性、将来に可能性を秘めた取組であると。しかしながら、この一方では、助成の内容であるとか行き先の制限についての要望も上がっておりまして、改善点も見えてまいりました。

今回、アンケート調査の結果を基に公共交通に諮らせていただきまして、改善を加えながら引き続き実証実験を継続していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

何にしても、先ほど私壇上でも言ったように、この500円のタクシー利用助成券、月に2枚、実際利用したのは16%で利用しなかったのは75%、全体の7割以上の高齢者が使いづらいのので使わなかったんだと思います。十分にそこは考慮していただきたいと思います。

免許返納者への具体的な対策ということで、再質問をさせていただきます。

九十九里町の高齢化率は40%以上です。まさに喫緊の課題だと思います。ましてこれからはどんどん免許を返納される方も団塊の世代が増えてくるわけで、当然そういったこともあると思います。ぜひ公共交通の実現を早急に求めていきたいと思います。よろしく申し上げます。

交通弱者対策について、再質問をさせていただきます。

移動手段のない高齢者にとって本当に今大変だと、自由に外に出ることができないと。今後のこの弱者対策が買物に行かれない交通弱者対策として、ますます過疎化する中で住民の暮らしをどのようにしていくのか、ぜひ具体的なそういった対策があったらお答えいただきたいと思うんです。それをまずお答えいただいて、再々質問でまた質問させていただきます。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 議員の御質問にもございましたが、大型の小売店の事業がど

ういった形で、これ別の事業者を引き継がれるという報道も受けてございますが、現時点において正式な発表がございませんので、この点にお答えすることはできませんが、既存の利用者をはじめとした店舗の周辺の方々が新たな交通弱者になるということは想定されてございます。

現在、こういった方々に対する支援といたしましては、社会教育福祉協議会が実施しております高齢者の外出支援事業、それから町のドラッグストアが移動スーパー、そういったものを実施してございます。しかしながら、これで十分ということは考えてございません。私どもも、現下の状況に注視をしながら、交通弱者対策を進めていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 再々質問をさせていただきます。

今あるいわゆる外出支援などの支援、そういったのとの組合せでデマンドタクシーや何か、あるいは地域公共交通などを考えているのか、そこを教えてください。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 先ほど申し上げましたが、現時点では社会福祉協議会が実施しております高齢者外出支援事業がございまして、この取組につきましては、町として引き続き支援をしまいる考えでございまして。

また、公共交通実証実験を行っておりますタクシー助成につきましても、改善を加えながら継続をしまいます。

いずれにいたしましても、国庫補助、それから過疎債等の財源を効果的に活用いたしまして、公共交通会議の中で、様々な方々の御意見を伺いながら計画的に進めてまいる考えでございまして。まずはスモールスタートといたしまして、できることから始めて、その時々状況を見ながら判断させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 今後の公共交通計画に対しての再質問をさせていただきます。

先ほど一番最初に言ったように、今後の公共交通計画の中でパブリックコメントなど、要するに広く住民の意見を聞く、そしてその意見を考慮することによって行政運営の公正さと確保と透明性の向上を図るというふうになっているんですけども、パブリックコメントなんかの計画はされているのか。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） まず、公共交通計画を策定するに当たりましては、秋頃をめぐりに公共交通会議を法定協議会に移行する予定でございます。その後、令和5年度以降でございますが、この法定協議会において、国の財政上の支援措置を活用しながら、公共交通に特化した公共交通計画の策定を進めてまいります。

また、この計画の策定に当たりましては、住民から広く御意見を求めるためにパブリックコメントも実施をする予定でございます。

いずれにいたしましても、公共交通施策につきましては、住民の安心を支え、さらに公共交通の充実が移住定住の促進、それから交流人口の増加にもつながるものと考えてございます。本町といたしましても、重要な施策でございます。まずはしっかりと計画を策定しまして、その計画に基づいて進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 法定協議会に移行するというところで、今後公共交通計画はされていくと思うんですけども、法定協議会に移行することによってどういった利点があるのか、お答えください。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 法定協議会に移行するに当たりまして、まず公共交通計画を立てる必要があらうかと思えます。法定協議会の中で、例えば公共交通計画でございますが、これは上限を500万円とした2分の1の国庫補助が当たります。その後の運行につきましては様々なメニューがございまして、それぞれに補助率が変わってくるものとは思いますが、基本2分の1というふうを考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 今、高齢者、私もいずれ免許返納になる、皆さんも免許返納になる年が来ると思うんですけども、やはりこの公共交通は大事な問題なので、スピード感を持ってやっていただきたいと思えます。

終わります。

◎散会の宣告

○議 長（古川 徹君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

明日10日は、定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 1時44分

令和4年第2回九十九里町議会定例会会議録（第2号）

令和4年6月10日（金曜日）

令和4年第2回九十九里町議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年6月10日（金）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

出席議員（14名）

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鏑田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	鈴木浩光君
教育長	藤代賢司君	総務課長	篠崎英行君
企画財政課長	作田延保君	税務課長	中村吉徳君
住民課長	鶴澤康子君	健康福祉課長	鏑田貴賜君
社会福祉課長	羽斗伸一君	産業振興課長	篠崎肇君
まちづくり課長	山口義則君	会計管理者	吉田洋一君
ガス課長	川島常嗣君	教育委員会 教務局長	小森克彦君
教育委員会 教務局主幹	足立康幸君	農業委員会 農事局長	戸村恵子君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 木原隆行君 書記 大原真弓君

◎開議の宣告

開 議 午前 9時30分

- 議 長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は全員です。
これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議 長（古川 徹君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 一般質問

- 議 長（古川 徹君） 日程第1、6月9日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、11番、細田一男君。

（11番 細田一男君 登壇）

- 11番（細田一男君） 11番、細田一男。

令和4年第2回定例会において、通告してあります5項目7点について一般質問を行います。

世界中に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の拡散・拡大状況は減少し、鎮静化への動向が見られる中、国内ではまだまだ予断を許さぬ状況であります。制約を受けながらコロナと闘って生活している国民、住民も、国の政策に極力協力をし、官民一体となって最小限の影響で食い止めなければならないと思います。

一方では、世界中が新型コロナウイルス感染症の猛威と闘っている中、ロシアのプーチン大統領は2月24日に隣国ウクライナに侵攻、暴挙を始めました。今の時代に人道上やっつけられないこと、起こしてはならない侵略戦争を続けております。自分の欲のために、多くのウクライナ国民や自国のロシア国民を犠牲にしている。人間ではありません。人間の仕業ではありません。プーチンの暴挙を止めるのは、ロシア国民の責任です。プーチン大統領と認めていることがロシア国民の私欲さだだと思います。

国の中央においては、参議院選挙が始まろうとしております。大きな政争もなく、高齢者の福祉の充実、景気の回復、ウクライナ情勢による物価の上昇、円安・ドル高への対応などが争点となっております。

以上で質問を終わりますが、執行部並びに担当職員の皆様の簡潔明瞭な御答弁をいただき

ますようお願い申し上げます。それでは、再質問は自席にて行います。

○議長（古川 徹君） 細田議員、質問項目を述べていませんよ、1回目。

○11番（細田一男君） 失礼しました。それでは、質問に入らせていただきます。

1点目に、子育て支援に関わる児童たちへの給食費の無料化についてであります。昨日の一般質問で、善塔議員から類似した質問があり、答弁を聞いておりました。給食事業の現状・詳細は理解できました。あわせて、6月4日の県議会本会議の中で熊谷知事から、給食費の無料化については各自治体の財政状況や動向など情報を掌握しながら、無償化に向けて取り組んでいくと発言がありました。本町においても、無償化に取り組んでいただけるよう質問に取り入れました。時遅しの感があります。

2点目に、県道飯岡一宮線の作田川架橋の建設計画についてであります。定例会のたび何度も質問し、何度も答弁をいただいております。同じような答弁ではなく、少しでも進展のある答弁を期待するものであります。質問要旨に、進捗状況、要望についてとあります。前回の答弁で、県道飯岡一宮線バイパス促進期成同盟会を通じて要望書を出しておるとの答弁でありました。その後は何か動きをされたのか、あわせて沿線住民の意見、意識等の掌握はされておるのかどうか、答弁を求めます。

3点目に、県道飯岡一宮線の産業道路の排水路の悪臭対策についてであります。県に汚泥等のしゅんせつ要望は具体的にどのように要望しておるのか、答弁を求めます。

4点目に、観光振興への取組についてであります。海の駅の公園へのトイレの設置、建設計画について何度もお願いをし、進める、進めると答弁をいただいております。前回の答弁の中で、片貝漁港の防潮堤の建設計画は進展中で、ラインが決まらなければ建設位置が決まれないと答弁をいただいております。その後の状況はどのようになっているのか。あわせて、海の駅に通じる町道に隣接する緑地の整備はどのようになっているのか、答弁を求めます。

5点目に、国では令和13年度末、時限立法で過疎地域の持続的発展の支援に関する措置法が制定され、本県では、令和2年の国勢調査の結果を踏まえ、令和3年4月1日に施行された特別措置法で8市町が指定され、令和4年4月1日付で新たに5市町が追加指定されております。本町は、この5市町に入っております。過疎地域に指定されますと、計画に定めた事業実施の場合、財政上有利な過疎対策事業債発行などの財政的支援を受けることができるとなっておりますが、現在、具体的にどのような取組をされておるのか、答弁を求めます。

なお、再質問は自席にて行います。

○議 長（古川 徹君） 暫時休憩します。

（午前 9時39分）

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時40分）

○議 長（古川 徹君） 細田一男議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 細田一男議員の御質問にお答えいたします。

なお、学校給食費の無償化についての御質問は後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに県道飯岡一宮線の作田川架橋の建設計画についての御質問にお答えいたします。

1点目の進捗状況、要望等についての御質問ですが、町ではこれまで、（仮称）新九十九里大橋建設の早期実現に向け千葉県に対し要望活動を行い、建設に向けた協議を実施しております。橋の整備は、来訪者の利便性向上を図り、観光振興を行うためにも大変重要なものであり、地域住民のためにも必要な事業であると認識しており、引き続き、早期に事業着手されるよう事業主体である千葉県に対し強く要望してまいります。

2点目の沿線住民の意見、意識等の掌握はされておられるのかとの御質問ですが、事業主体となる千葉県からは、橋梁予定地の周辺環境への配慮を求める地元住民などからの意見等は確認しており、これらの意見を踏まえ事業を推進してまいりたいとの回答を得ております。町といたしましても、引き続き千葉県と連携し、地元住民の皆様の御理解と御協力を得られるよう努めてまいります。

次に、県道飯岡一宮線の産業道路の排水の悪臭対策についての御質問にお答えいたします。県へ汚泥のしゅんせつ等は要望しておられるのかとの御質問ですが、主要地方道飯岡一宮線の真亀地先から小関地先までの排水路の悪臭については、町としても大きな問題として、長年、様々な方法で対策に取り組んできたところでございます。

こうした中、悪臭要因の1つと考えられる排水路に沈殿している泥の除去については、施

設を所管している山武土木事務所に対し、毎年、除去の実施をお願いしているところであり、昨年度は4回にわたり対応を協議したほか、要望書の提出を行い、しゅんせつ事業の実施を要望しております。引き続き、山武土木事務所と問題解決に向け、対応について協議するとともに要望してまいります。

次に、観光振興への取組についての御質問にお答えいたします。

1点目の海の駅の公園へのトイレの設置、建設はどの御質問ですが、海の駅の公園周辺のトイレの設置につきましては、千葉県より、現在行われている津波対策工事の進捗による支障がないとの回答が得られておりますので、今後、設置に向け、財源の確保や設置場所等についてさらなる検討を行ってまいります。

2点目の海の駅に通じる町道に隣接する緑地の整備についての御質問ですが、町では観光を軸とした交流人口の増加を目指しており、海の駅九十九里は県内外から多数の来遊客が見込まれる重要な観光拠点施設であります。そのため、海の駅の周辺環境についても大変重要であることから、景観の向上につながるよう緑地の整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、行政運営の取組についての御質問にお答えいたします。

過疎地域に指定されておるが、取組についての御質問ですが、急激な人口減少や少子高齢化の進展によって引き続き厳しい状況にある過疎地域の持続的発展のための対策を、総合的かつ計画的に実施するため、令和3年4月に新たな過疎対策法が施行されました。

これにより、本町では令和2年に行われた国勢調査の結果、人口減少要件と財政力要件の法的要件を満たしたことにより、本年4月1日に過疎地域の指定を受けたところでございます。

現在、町では、9月定例会への上程を目指し、市町村計画の策定を進めているところであり、過疎法に基づく財政支援を効果的に活用し、地域振興を図るための様々な事業を実施していく考えでございますので、御理解をお願いいたします。

以上で、細田一男議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（古川 徹君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 細田一男議員からの御質問のうち、私からは、学校給食費の無償化についての御質問にお答えいたします。

取組、対応を考えておられるのかの御質問ですが、学校給食費につきましては、学校給食法において、給食施設及び設備に要する経費や調理員の人件費等は学校の設置者が負担することとなっております。また、食材等に係る費用につきましては、学校給食費として給食を受ける児童または生徒の保護者が負担すると定められております。現在、県内では21市町が学校給食費について完全無償化や一部無償化による保護者の負担軽減を実施している状況でございます。

こうした中で、本町でも調査研究を進めておりましたが、6月議会定例会において知事から、子供の多い世帯を対象に、市町村と連携し、学校給食無償化について検討するとの答弁がありました。今後、本町といたしましても、県の動向に注視しながら対応していきたいと考えております。

以上で、細田一男議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田一男です。冒頭の一般質問の中で、不適切というか、要領の悪い質問を申し上げて、その点はここにおられる皆様方に深くおわびを申し上げます。

それでは、再質問に入ります。

再質問に入る前に、質問している項目の1から4まで全てに関連しますので、質問に入る前に、皆さんにお伝えしたいと思います。

今、日本全国、少子高齢化、先ほど来ありましたが、過疎地域、これは本町だけではなく、日本全体に見られる社会現象、自然現象だと私は認識しております。そういった中で、新聞紙上等いろいろな不祥事、不正等が報道されております。先ほど来ありました過疎地域に指定された中で、国や県の御支援をいただけると、後から質問に入った中で出てまいります、行政が事業を行うには、必ず予算あるいは県、国の補助金等が必要になっているのは、今の現状ではないかと思えます。そういった点で、再質問の中にその点について入れさせていただきますので、町長並びに執行部の皆様方は、質問に対し十分なる認識を持って答弁をしていただきたいと思います。

それでは、1点目の学校給食無償化、ただいま教育長より答弁をいただきました。給食費を無償化にすることは根本なんです、先ほど申し上げたように少子高齢化、子育て支援、若い人たちが町外へ流出している。若い人たちがいなければ子供は増えません。魅力のあるまちづくり、住みよいまちづくり、若い人たちを定着させる、これは日本全国同じことです、今の日本の現象では。今まで、いろいろな国の施策の中で、子供手当とか児童手当だと

か、医療費無償化だとか、いろいろ議論されておりますけれども、私が議員になって以来ずっとお願いしているんだけど、財源がない、財政の小さな本町、力は、頭半分。子育て支援、高齢者を守る、そういった施策をお願いしてきたんです。子育てをするには大変です。お金もかかるし。そういった中で例えば、給食費を無償化にしたら、近回りなのか遠回りなのか分かりませんが、子育て支援の一環になるんじゃないかと、そういう意味で質問をさせてもらったんですが、教育長答弁、学校給食事業法とかという条例、法令そういったもので、なかなか無償化には取り組めないと。そういった枠を本町の判断で外しながら、子育て支援に取り組んでいただきたいという意味で質問をさせていただきました。

これ以上やっても、先ほども出ました、私も出しましたが、県議会のほうでは、県知事からそういう意向はあるという情報というか発言を聞いているので、県も早急に取り組んでいただけたらと思いますけれども、町としても県の動向を捉えながら前向きに進んでいただきたいと思います。

2点目に、県道飯岡一宮線の作田川架橋、今、町長答弁にありました。県と協議をしている、地域住民のために。スタートのときには、隣接する漁港付近の用地のところに交差点があって、交通渋滞や交通事故の発生率は大きいと、そういった観点から道路を真っすぐに伸ばし、交差点解消並びに橋の建設によって交通事故も減少するだろうと。それは、私の議員になる前、平成12年から13年前の着眼。20年ぐらいたって、経過しているんだけど、その間にあの交差点近辺の交通事情あるいは地域住民の意識、そういったものも相当いい方向に、橋を架けるということではいい方向にいつていると、過去の質問、答弁。昨日、一昨日、私、過去の議事録を広げてみたんです。今、町長答弁にあった同じような質問、同じような答弁です。長く広げていけなそう思っていて、3年ぐらい、今年から3年ぐらい前に遡って開けてみました。ずっと私、同じ質問をして、ずっと同じ答弁。事実です。

町長も、先ほど来ずっと申し上げているように、本町、1市2町で構成されている飯岡一宮線バイパス促進期成同盟、本町はいつも言っているように事務局ですよ。そういった中で、地域住民のため、中央で首都圏、外環、圏央道等、今整備されております。本県においては、圏央道は、成田、大栄——町というのは成田と合併しているので、成田市大栄でいいと思うんですけども、大栄にインターができ、茨城、埼玉方面につながっています。県道飯岡一宮線の促進、県道一宮バイパス促進期成同盟、これ30年ぐらい前にできたんじゃないですか。作田川架橋問題よりも前にできていますよね、これ。前長の1期目ぐらいじゃないかな、あれ、できたのは。そういった期成同盟という組織というか、そういう団体で要望書

を出している。それは、間違いはないと思いますよ。ねえ、町長。地域住民や九十九里町のために、作田川架橋は造るんじゃないでしょう。県道飯岡一宮線という名称の県道を整備するという着眼で進めていかなければ、地域住民のため橋を造る。それで県に協議している。それで県が納得しますか。コロナ禍にもなって、県と協議し、情報を共有し、推進に向けて取り組んでいる。3年だから三、四12回の定例会の中で9回質問しているんです、9回。同じ質問、同じ答弁なんです。何度も繰り返すけれども。また、来期質問したって、また同じ答弁と思います。ねえ、町長。町長が先頭になって歩いてくれなければ、地域住民はイエスもノーも、今まで答えなかったんですよ。前長時代から、ねえ。職員が歩く、町長が歩く、地域住民の反応・意識はかなり違うと私は認識しているんですが、町長、その点どうですか。

○議長（古川 徹君） 答弁を求めます。

まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

県では、主要地方道飯岡一宮線バイパスの整備について、3つの区域で事業を推進しているとのことであり、片貝漁港第1泊地付近に整備を予定している（仮称）新九十九里大橋をはじめ、山武市小松浜地区の木戸川に架かる橋梁と周辺道路整備、それから、横芝光町屋形地区の道路整備を進めておると聞いております。県からは、今年度には横芝光町屋形区間について開通の予定であると聞いております。

本町区域については、今のところ目に見える事業の進捗は見られないものの、引き続き工事が早期に着手されるよう県に対し強く要望してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田一男。

町長にお願いしたんだけど、担当課長。今答弁いただいた課長、やっぱり同じ答弁じゃないですか。過去の議事録の中で中間ぐらいかな、当時の担当課長、私に、議員、努力が足りなくて、毎回毎回同じ答弁で申し訳ありませんと。力のなさを私に釈明した。もう担当課の課長が先頭になって行政が動くから、所管課の課長が一生懸命、県とやってくれているんだけど、先ほど申し上げたように、県と協議をして、県と協議をして、数は分からないけれども、その中に面白いと言ったら失礼かもしれないけれども、協議について、戸別訪問した後に、3年、4年目にまた県と協議しましたと、情報を共有しました。そして3年前

に、26年にやって30年に協議したというんだけど、そのほかは何もやっていないで、4年後に協議したって、何もやっていないのに何を協議するんですか。それと同じでしょう。20年来お願いしてきて進展していないということは、そういうことなんだ。これ、幾ら担当課長に言ったって、町長の指示、あるいは町長のやる気がなければ、幾ら担当課長が頑張ろうとしたって、これ不可能ですよ。ねえ、町長、よろしくお願いします。

3点目に、県道飯岡一宮線の産業道路の排水問題。

これも同じ、県に要望しています、県に要望しています、何回ぐらい要望したんですか。昨年は、4回ほど県に要望した。毎年毎年要望している。昨年、4年前ぐらいかな。屋形地区で汚泥のしゅんせつ等をやってくれたのを、私があそこを通ったときに確認しているんですけども、その後は、県が来て、須原地区辺りかな、現場を見て、ここは20cmぐらいたまっているな、これは3センチぐらいで済んでいるなというような状況を持って帰っているだけで、現場、現実的に、汚泥のしゅんせつは多分やっていないと思うんですけども、課長どうですか。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

汚泥のしゅんせつにつきましては町長の答弁にもありましてとおり、排水路の管理者である県に対し、毎年の実施を要望しているところでございます。近年、実施していない年度もございます。県はこの要望に対し、汚泥の堆積状況を判断しながら対応するとのことであり、これまで須原地区から粟生納屋地区の分水嶺までを、順次対応していただいているところではございます。

現在、町の調査で把握している汚泥の堆積につきましては、主に、粟生納屋地先から須原地先の範囲に確認できておりますが、悪臭については、それ以外の区域からも情報が寄せられております。特に産業道路排水路は、ふだん水量が少なく、夏場などの高温時に悪臭を発生していることが多いことから、悪臭の根源は排水路に付着しているぬめりではないかと判断し、昨年度は県の下承を得て、試験的に屋形地先の排水路50m程度の範囲を町職員で汚泥のしゅんせつ並びに洗浄作業を行いました。

洗浄後、周辺住民からは悪臭が緩和されたとの意見もいただいております。洗浄区域の水質検査の結果からも一定の効果が見られると判断し、本年1月に行った県への要望では、排水路の汚泥しゅんせつと併せ、壁面、底面の洗浄作業の実施を要望しております。この際、県からは内部で検討させていただくとの回答を得ております。

先般、県に対し検討結果の確認を行ったところ、本年度汚泥しゅんせつと併せ、壁面洗浄を実施する予定であるとの回答をいただいております。

町といたしましても、本年度中に、再度、試験的な洗浄作業を実施し、その効果を検証し、県に対し継続的に悪臭対策を実施していただけるよう強く要望してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田一男。御答弁いただき、ありがとうございます。

課長、実費でやっているのか、それ、洗浄。本町の予算でやる。県がやってくれないから財政課にお願いして。洗浄用の薬品か道具とかそういうものをお願いして、予算をお願いして、実施したのかな。

今までは、産業道路排水路は県の所管、県の持ち物、所有なので町は何も手を出せないというのは、執行部の今までずっと同じような答弁でしょうよ。そこに課長が着眼して、ぬめり、悪臭の原因であろうというぬめりを取ってくれた、掃除をして、実験的だと思うんですけども、試験的だと思うんですけどもやっていたと。

同じようなことを、結果がよくて、きれいになって近所の住民さんから悪臭が減りましたという、このぐらいの範囲の住民さんから、意識調査で回答をもらったと、このぐらい。先ほど来言っている排水路の分水嶺は過去からずっと申し上げているように、栗生地区、屋形地区が一番低いので、本町はよいか悪いか平たん、平たんだから物事をやるには非常に楽なんだけれども、排水に対しては一番課題が多いのよ。それで、分水嶺が低いんだから、低いからそこに汚泥がたまり、悪臭が発生している。その近辺しかずっとやっていないじゃないですか。

観光立町、観光事業を本町の産業にしていくと、町長は盛んにずっと、町長に着任以来捉えているんだけど、要するに訴えているんだけど。課長、悪臭のする観光地に、課長、遊びに行きますか。騒音のあるところに観光で遊びに行きますか、お金をかけて。お客さんをお呼びですと、本町の産業は半農半漁の町が、農業も漁業、かつての主幹産業であった本町の産業、ほとんど開店休業でしょうよ。かすかに、この辺で、言葉は悪いけれども、水中の金魚じゃないですけども、水上の上に辛うじて息をしながら、今、産業がある。そういう町に、過疎地域を指定された。それぐらいですよ。多分、若い人たちがいる、住めないでしょうよ。観光で生きていくんだという、町長の行動、公約、思い、それに合わせて、

この後、出ます海の駅、交流センター、いつも言うように、建物は3億、それと附帯設備で6億3,000万ぐらいの投資をしている。お客さんと呼んで、コロナ禍で外出禁止とか、3密はいけないよとかいう中でも、結構、私、近いんで、毎日見ているんだけど、結構車がいっぱいです。

そういった事業をやると言いながら、排水路整備が遅れている。長くなるんであれだけでも。課長、もっともっと県に強くお願いしてくださいよ。3回言っても、もらえませんよ、今は。県も財政厳しいんで。国だって財政厳しい。本町以上に県や国は、数字が大きいから苦しいのも大きいんですよ。そこへこの後、出そうと思っていたんだけど、補助金、そういうものにすぎる、すぎらなきゃ、だってもう本町、財政課長、財源ないよね、厳しいよね。県や国にすぎるしかないでしょうよ。さっき何回と言ったっけ、4回、5回。4回、私ね、私的なことがあって先般土木さんにお邪魔したんですよ。帰りに、維持管理課、担当課長に、課長、九十九里の産業道路の排水路、汚泥がたまって悪臭が出ているんだけど、県の持ち物だから早く掃除してくれよとお願いしたら、早速、予算あるいは事業計画を立ててやりますよと。お願いしたら、そういう回答がありましたよ。私が言うよりも課長が言ったほうが、町長が言ったほうがね、県、山武土木さんは要望を聞いてくれると思いますよ。だから4回、8回ぐらいじゃないのかな。近いから、15分あれば行けるからさ。課長、よろしくお願いしますよ。

4点目に、観光振興への取組。海の駅のトイレ。何度も質問して何度もお願いしていて、やりますよ、できませんでしたよ、やりますよ、できませんでしたよ、やりますよ、お金がありませんよ、今補助金をお願いしていますよ。先般では、先ほども言いましたけれども、作田、片貝漁港内に震災に対しての防潮堤を建設計画を今、行って、実行していただいているんだけど、運いいか悪いか、震災から10年経過、今年で11年目、ぐずぐずしていると来年になると12年目、13年目。防潮堤のラインが決まらないから位置が分からない、決められない。防潮堤を建設しようとしているあの用地は、県銚子漁港事務所が管理している国有地でしょうよ。国有地に、幾ら町だと言っても、トイレや飲食や営業のできるような施設は造れないですよ。と、私は法律上解釈しているんだけど、防潮堤のラインが決まる決まらないは、トイレを造るには何の意味もない、関係ないでしょう。違いますか、課長。産業振興でしょう。

○議長（古川 徹君） 答弁を求めます。

産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長（篠崎 肇君） お答えさせていただきます。

先ほど町長答弁にもございました、今年度5月に担当する銚子漁港事務所と協議をさせていただきました。その中で、津波対策工事には、トイレにつきましては影響がないという回答をいただいております。その回答を受けまして、今後トイレの設置につきましては県補助金等活用を計画しておるところでございますが、財源確保をした上で今後担当課と協議させていただきますまして、場所等についても検討をさせていただきます、事業化に向け進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田一男。

課長は4月に着任して、今の問題は現場が今回初めてだと思うんですけれどもね。先ほど来お願いしているんですけども、令和元年第3回定例会9月27日開会の議事録の中に、当時私がお願いしたときに、当時の担当課長は答弁しているんですよ。この答弁の中身を見ると、県の補助金申請等でやろうとしていたんですけども、年度がまたがってしまい、申請が遅れてしまい、補助金の、補助金を認められる、認可されるような状態ができませんでしたと。その後、この問題は破断、破算、いや、金銭的じゃないですよ、事業の内容がもうこれはできないと。先ほど来言っている、今、課長答弁にもあったんですけども、財源がないから県の補助金の項目を探して、今、財源の確保にこれから努めていき、計画を進めていく。先ほど申し上げたように、防潮堤のラインが決まらなきゃ、場所が決まらない。県と協議したら、防潮堤ラインとは、すぐ脇じゃないんで差し障りはないという回答をもらったと。ちびっこ広場なのか駐車場なのか。隣に交流センターというもので国から払下げを受けて、海の駅を整備している。どこの土地にトイレを造ろうとしてるんですか。私はちびっこ広場にお子さん連れの若い人たちが遊びに来たときに、子供たちが、ママおしっこよと言ったときに、大人だったら建物の中のトイレに何分か我慢して行けると思うんですけども、子供たちというのは我慢し切れなくて初めてママおしっここと言う。だから、ちびっこ広場の近くに外トイレを造ってくれってお願いした。3度も4度も計画が反転、中止。令和元年は平成だと31年だよ。平成31年の5月から令和元年になった。今年は令和4年、お客さんと呼ぶ、お客さんと呼ぶと言いつつ、3年も4年もトイレを造れなかった。どこにお客さんと呼ぶんですか。課長、課長は先ほど言ったように4月からだからね、その前の課長が担当だけでも。課長、本町は、課長会議で、何があっても、本町の事業は課長会議で町長を交えて協議して、やる、やらないを決定しているでしょう。最終的には町長の判断で、皆さんは動いているわけだよ。

所管の中は、課長の判断でいけるけれども、最終的には町長の決裁をいただいて事業をやっているんでしょう。課長、何年ぐらい、何か月ぐらいで計画が進められる、今、予想でいるのか、再度答弁をお願いします。まだ数字が出せないなら出せないで。

○議 長（古川 徹君） 産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長（篠崎 肇君） お答えさせていただきます。

ただいま細田議員からもお話ございましたとおり、一度、この計画については、言葉が適切か分かりませんが頓挫してございます。

そういう意見もございますので、今後慎重に計画を立てた中で進めてまいりたいと考えております。いつ頃ということにつきましては、今後計画を立ててまいりますので、今、何年後ということはお答えできませんが、慎重に検討して失敗のないようにしていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議 長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 同じ質問で4回目になると思いますけれども、課長。課長は、真の答弁をしたと思うんだけど、何年になるか分からない。毎年毎年お願いして、これから計画を立て、何年先にできるか分からない、そういう答弁だったらそれは事実かもしれないよ。じゃ、今から計画を立てて事業をやって、1年後か2年後か3年後にトイレを造ろうとしているんですね。はい、分かりました。

5点目、これは先ほど私が申し上げたように、財政課長の答弁は同じような答弁になるんじゃないかと思えますよ。なぜ私が過疎地域に指定されたことをこの一番下に持ってきたということは、先ほど来いろいろ申し上げているように、本町は財源がない、人口が少ない、お年寄りばかり。人口が減少した角度が、国勢調査によって証明されているわけよ。当時、産業のあり、人口が多いときには2万1,800人いたのかな。それから10年ぐらいでしょう、1万4,000人台になったのは。

そういった極端な人口減少を、国勢調査によって、国は過疎地域を指定しているわけ。ほぼ誰の責任でもないでしょう、自然現象は致し方ないんだけど。町長は、若い人たちを町に置くんだよ、子供を増やすんだよ、それは俺の仕事だよと。いつもいつもおっしゃっていますが、町長は先ほど申し上げたように、ゴー、やれ、やってくれという職員への指示等がなければ、担当職は動けないでしょう。それはもう、過疎地域になりますよ。若い人たちは皆流出しちゃう。

一例を申し上げますとね。一宮町だったか、個人的な資本なんだけれども、空き家等を安

く買って自分で財を投資し改装し、都会から来る——一宮辺りはサーフィン系を目当てで遊びに来てくれていると思うんだけど、そういった若い人たちは、そんなに大きな給料、収入があるわけじゃないんで、そういった安い物件に、買って、遊びに来ながら、仕事をしながら生活している。一宮町さんは人口の減少は始まって、もう今は逆に、減らないで幾らか右上がりになるのではないかな。昨日かな。本町の空き家対策、空き家バンク事業、登録件数、問合せ件数が8件あって、話が進んだのが3件。でも、最終的に契約等になったのはゼロ件。先ほどの観光と同じですよ、お客さん、若い人達を呼ぶのに親が準備をして産業をつくって、ここで働いて給料を稼げよ、ここで生活しろよと、その代わり住まいは準備してやるよとか、町も県も国も一緒、家の中も一緒ですよ、町長。

町長も御家庭を持ち、私も家庭を持っています。子供もいます、孫もいます。だけれども、おやじ、長は、自分の子供、自分の孫を育てなきゃいけない。ここ何年来、言いたくはないけれども、町政運営を見ていると、財源がないですよ、財源がないですよと言いつつ、財政課長には失礼かもしれないけれども、一生懸命頑張って財調を積み立ててくれる、きてくれている。悪口に聞こえるかもしれないけれどもね、財源がありませんよ、財源がありませんよ、税収はありませんよと言いつつ、財調をつくれるということは、皆さん事業をしていないと思う。町民のために働いていないということですよ、町長。何度も申し上げますよ。過疎地域になった、過疎地域になったんだけど、先ほど来申し上げたように、県や国は御支援していただけると、コロナ禍に計画を立てて事業実施した場合に、財政上有利な支援がいただけると、先ほどのことを例に出すんじゃないけれども、トイレ一つ造るのにも財源がない、補助金を探している。これをずっと繰り返しているんだよ。町がよくなるわけないでしょうよ。言っていないかどうか分からないけれども。

最近二、三、四年の事業会計予算を見ると、箱物というそういったものまで予算を使っている。先般も予算質問の中で私は申し上げたんだけど、一例として、いわし博物館の撤去、目的も何もないんで撤去したと。そういうお金がありながら、何でトイレを造れないんですかよ。

○議 長（古川 徹君） 細田議員に申し上げます。質問時間が過ぎましたので、質問を終わりにしてください。

○11番（細田一男君） 議長から命令が出ました。時間が来たようですので質問を終わりますけれども、また、次の定例会に宿題として持ち帰り、質問を終わります。

○議 長（古川 徹君） 暫時休憩いたします。

再開は10時45分です。

(午前10時31分)

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時43分)

○議長（古川 徹君） 順次発言を許します。

通告順により、7番、浅岡厚君。

(7番 浅岡 厚君 登壇)

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

議長の御了解をいただきましたので、通告のとおり一般質問を申し上げます。

まず初めに、過疎地域脱却に向けた施策についてお伺いいたします。

本町におきましては、著しい人口減少により、本年4月に過疎地域の指定を受けました。

このことはピンチなのか、あるいはチャンスなのか、この数年が本町にとって重大な岐路に立ったと言えることでしょう。

そこで、お伺いいたします。

過疎指定による、九十九里町にとってのメリット・デメリットをお聞かせください。また、過疎対策として、日本政府においては過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で期限を迎えたため、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律を令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間の時限立法として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法を制定しました。これに伴い、過疎地域の市町村が持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決をもって、過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができるとしています。

計画には、地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、地域の持続的発展に関する目標、計画期間、地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項、市町村計画の達成状況の評価に関する事項、地域の持続的発展に関し市町村が必要と認める事項を定めるものとして、お伺いいたします。そこで、地域の持続的発展に関する目標の設定で、町として最も重要と考える目標をお聞かせください。

また、特別措置法では、過疎からの卒業を目指し、政府は過疎地域持続的発展支援交付金

事業をはじめ、多くの支援措置を用意しています。町では、この支援措置に対しどのような活用計画を持っているのか、お聞かせください。

また、これとは別に、町もその方針に合わせた施策にのっとり、この地域の特性を生かした独自の対策を振興策として計画し実行していく必要があると思われます。そこで、町として独自の施策を考えているのか、お聞かせください。

次に、東千葉メディカルセンターの運営についてお伺いたします。

不当契約に物品購入、東金の東千葉メディカルセンター内部告発文書か、設立市町が調査指示という記事が新聞紙面に報じられたのが2020年10月24日でした。あれから既に1年と7か月余りがたちました。しかしながら、この告発の全容はいまだ明らかにされず、その後に新たな告発文が届くなど、メディカルセンターの運営には様々な問題があるように感じます。

これらの不祥事は、人的問題は当然ですが、業務規則の不備によるところも大きく関係していると考えられます。職員による不正を未然に防ぐためには、その病院に適した厳格な規則が必要と考えます。そこでお伺いたします。不正の再発防止に向けた規則整備はどのように進められているのか、お聞かせください。また、この不祥事を機に、設立団体である東金市と本町では、独法への職員の派遣を増員し、様々な改革を試みようとしているようですが、病院の運営は行政や一般企業のそれとは大きく違い、事務についても一般事務とは異質で、医療事務は医療保険制度や診療報酬についての知識、レセプトコンピューターの操作スキルなど、一般的なビジネススキルではカバーできない医療事務、固有の知識やスキルが求められます。行政職員での対応は、難しいのではないかなと思われます。そこで、規則整備を含め、運営基盤の整備には、様々な病院運営に関わり、豊富な知識を持った専門家集団である病院経営コンサルタントの活用が有効と思われますが、町の考えをお聞かせください。

以上、回答をよろしくお願ひします。なお、再質問につきましては自席で行います。

○議 長（古川 徹君） 浅岡厚議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 浅岡厚議員の質問にお答えいたします。

初めに、過疎地域脱却に向けた施策についての御質問にお答えいたします。

1点目の過疎指定によるメリット・デメリットはどの御質問ですが、過疎化が進行すると地域の産業は衰退し、雇用の場が失われ、さらに人口の減少とともに税収の減収となることから、行政サービスや地域の活力が低下することが想定され、これにより町民のみならず、

移住を検討されている方にとってもマイナスイメージとなることが懸念されております。

しかしながら、過疎地域の指定を受けたことにより、過疎債の活用や国庫補助率のかさ上げ措置、さらには地方税の減収補填措置など、財政上の支援措置を受けることが可能となるなど、大きなメリットもございます。

町といたしましては、これら財政上の優遇措置を効果的に活用しながら、今後のまちづくりに生かしてまいりたいと考えております。

2点目の過疎対策の重点目標はとの御質問ですが、町では人口減少対策を最大の課題と捉え、県が示す過疎地域持続的発展方針に沿って市町村計画の策定を進めているところでございます。

これまでも、平成28年2月に策定した総合戦略により、人口減少対策に取り組んでまいりましたが、依然として人口は減少を続けていることから、現行の総合計画においても総合戦略を内包的に取り組み、町の重要施策として位置づけております。

また、過疎法に基づき策定する市町村計画では、総合計画に掲げる町の将来像の実現に向け、基本目標に即した施策の検討を進めてまいります。

3点目の支援措置の活用計画はとの御質問ですが、現在、策定を進めている市町村計画では、移住・定住、地域間交流の促進、また、人材の育成や産業の振興など、県の過疎地域持続的発展方針で示された12項目に沿って、過疎債などの活用が見込まれる事業を計画する予定でございます。

また、今後の予定としましては、9月定例会へ市町村計画を上程し、議決をいただいた後、当初予算に計上した建設事業債の過疎債への転換や、ソフト事業に充当している一般財源を過疎債へ転換するなど、国や県などの助言を得ながら、計画に基づき支援措置を積極的に活用し、過疎対策を進めてまいります。

4点目の町独自の施策はとの御質問ですが、県が示す過疎地域持続的発展方針では、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域活力のさらなる向上が図られるよう、これまで以上に産業振興や定住促進を図る必要があるとされております。

町といたしましても、県の方針に沿って市町村計画を策定し、国の支援策を活用しながら、様々な分野の施策を水平展開し、町民が将来にわたり安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向け、積極的に事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、東千葉メディカルセンターの運営についての御質問にお答えします。

1点目の不正再発防止に向けた規則整備はとの御質問ですが、設立団体といたしましては、

地方独立行政法人法に基づく立入調査や第三者委員会による調査報告書を踏まえ、法人に対して、各種規程の整備や適切な運用等については是正命令を行ったところであり、法人においては業務改善計画書を作成し、計画的に関係規程の整備を進めてきたところでございます。なお、法人では、これまでに内部統制体制整備のための関係規程の整備や内部通報制度のための規程の整備を行ったと聞いております。

2点目の病院経営コンサルタントの活用はとの御質問ですが、東千葉メディカルセンターは、救急等の不採算医療を担う公立病院ではありますが、平成26年の開院以来、令和2年度まで赤字が続いております。また、相次ぐ不適切な業務運営も発覚しており、病院運営の健全化は喫緊の課題であると認識しております。

本年4月より、千葉大学附属病院長等を歴任した河野理事長と、千葉県の元職員である鈴木事務部長による新たな体制で、業務運営の改善とともに、さらなる経営の健全化に御尽力をいただけるものと考えておりますが、外部の専門的な病院運営コンサルタントの活用については、今後、法人へ助言してまいります。

以上で、浅岡厚議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

御答弁ありがとうございます。

それでは、各小項目について個別に再質問させていただきます。

まず初めに、過疎指定によるメリット・デメリットについて再質問いたします。

過疎指定を受けるとネガティブなイメージが一般的と思われそうですが、ポジティブな面として、過疎指定を受けたことによるメリットについて具体的に説明してください。また、デメリットについても具体的に説明してください。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） それでは、初めにメリットでございますが、これには過疎債の活用が挙げられます。この過疎債につきましては充当率が100%、交付税措置率70%といった非常に有利な地方債でございます。加えて、これまで適正性がなかったソフト事業にも活用が可能であるということになります。これによって、ハード事業として記載をしておりました建設事業債、これを全て過疎債に置き換えることが可能となります。

また、ソフト事業といたしましては3,500万円を上限としてございますので、ここでも町単独事業の財源を振り替えることが可能となります。

このほか、統合に伴う小中学校校舎の整備など、補助率のかさ上げ措置、それから、地方税の減収補填措置もメニューとしてございますので、今後、必要に応じて活用を図る考えでございます。

また、デメリットについてでございますが、過疎対策の財政上の支援措置といたしまして、主に過疎債の活用があるかと思えます。これは先ほど申し上げたとおり、大変有利な地方債でございます。

しかしながら、一方でこの過疎債の残高、これが増加すれば財政が硬直化するといったことには変わりはありません。したがって、この地方債を発行する際には、実質公債費比率等々に十分配慮をしながら、健全な財政運営に努める必要があるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

それでは、過疎対策の重点目標について再質問いたします。

新しい特別措置法の4条、過疎対策の目標で、人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用促進の項目が追加され、7項目になりました。県においては、12項目の目標を掲げていますが、町としての人口対策の具体策を教えてください。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

過疎法に基づく市町村計画では、県の方針に沿って産業振興や定住促進など、12の施策に分類をいたしまして事業を進めることを想定してございます。

具体的に申し上げますと、移住・定住、地域間交流の促進、人材育成、それから産業の振興、地域における情報化、交通施設の整備、交通手段の確保、生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、集落の整備、地域文化の振興等々でございます。

また、今後の進め方につきましては、当初予算編成前に例年行ってございます町長・副長に対する事務事業レビューの中で、各課からの提案・取組を精査させていただきまして、来年度の当初予算に反映させてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

では、続きまして、支援措置の活用計画について再質問いたします。

過疎地域持続的——先ほどの町長答弁では市町村計画というふうにありましたけれども、正式名だと過疎地域持続的発展市町村計画となると思いますけれども、この計画の策定はどのように進められているのか、教えてください。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） まず、現時点で申し上げますと、県の方針で示されております12の施策に対しまして、町の総合計画、それから総合戦略から12項目に該当する施策を抽出し、現況と問題点を整理してさらにその対策を考察しているところでございます。

また、今月の中旬をめどに、役場の庁議団で構成されております策定委員会において素案を策定するべく、現在急ピッチで作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

令和3年3月9日衆議院総務委員会で、過疎地域の持続的発展の支援に関する件について、この法律に基づく過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、住民自治の徹底の観点から、多様な住民の意見が十分に反映させるよう市町村に周知するなど、必要な措置を講ずることとしています。どのように多様な住民の意見を反映させますか。お答えください。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 現在、作業を進めております市町村計画につきましては、8月にパブリックコメントによって広く住民の方から意見を求める考えでございます。また、9月定例会をめどに議案として上程する予定でございます。

この議案が、計画が承認をされましたら、現在、予算に計上しております建設事業債を過疎債に振り替えて、県の2次協議に臨む考えでございます。これによって起債の充当率がかさ上げされますので、早ければ9月定例会の追加議案、遅くとも12月定例会の補正予算として御審議をお願いすることで考えております。

さらに、令和5年度の当初予算についてでございますが、秋ごろに先ほど申し上げたとおり、町長・副長に対する事務事業レビューによって過疎対策事業の抽出を行い、その後、当初予算のヒアリングで事業費の精査をし、3月定例会で当初予算として御審議をお願いする考えでございます。

また、今年度末に予定をしているんですけれども、総合計画、それから総合戦略を参考にさせていただきまして、この計画の進捗状況の評価を外部の方々に意見を求めるということで、現在ルールの整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

人口減少については、今までも対策はされていると思われましても、やはり歯止めが効かない状況により、現在に至っていると思います。これまでと同じようなことをしていても結果は予想できるのではないかと思います。

どういふことをすれば人口が増えると思うのか、または、どういふことをしてもらえば人口が増えるのかというようなことを、町民にアンケート方式でアイデア等を募るのも一つの手ではないかと思っておりますので、御検討をお願いいたします。

続きまして、町独自の施策はについて再質問します。

国の支援策を活用するのは当然のことと思われましても、町の特性を生かした独自の施策を考えているのか、具体的にお答え願いたいと思います。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 一般社団法人全国過疎地域連盟、これが公表しておりますデータでは、令和4年4月1日現在、何らかの形で過疎地域の指定を受けているといった市町村は全国1,718市町村中の885団体、約半数となっております。この人口減少対策につきましては本町だけの課題ではなく、日本全国多くの自治体が頭を悩ませる共通の課題であると理解しているところでございます。

また、本連盟では過疎対策に取り組む自治体の様々な事例を紹介しておりまして、そういった事例を参考にしながら、町としてどういった取組が可能であるのか、調査と研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

いろいろな施策を考えていただきたいと思っております。これまで町を支えてくれた高齢者の方への支援は当然と思われましても、出産祝い金、こども園の無償化、給食費の無償化――先ほどありましたけれども、これから町を発展させてくれるであろう子供、子育て世代など、

若年層への手厚い支援により将来人口が増える可能性を感じさせるような計画、施策をお願いいたします。

続きまして、メディカルセンターについて、不正再発防止に向けた規則整備についてお伺いいたします。

関係規程の整備を行ったと聞いているとのことですが、規程どおり業務が行われているのか、チェック・監視する規程も整備されているのか、お答えください。また、それを設立団体として検証をしたか、お答えください。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） お答えさせていただきます。

令和2年10月の内部告発を発端とし、法人内部の不適切な業務運営が次々と確認されたところでございます。法人では、第三者委員会の報告を受け、昨年12月に法人にて策定した業務改善計画に基づき、不適切な業務運営の改善に取り組んでいるところでございます。

規程どおりに業務が行われているかチェック・監視する規程も整備されているかとの御質問ですが、監事監査規程については、法人設立の際、整備済みでございます。

今回、関係規程の整備として、第三者委員会においても指摘されました法人の業務方法書での設立時より未整備であった規程の整備を進めており、本町及び東金市の設立団体といたしましては、千葉県とともに昨年の12月と本年2月の2回にわたり、実際の事務処理で作成された書類や規程の改正案等を確認したところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

規程のほう、確認されたということですが、誰が確認して、問題や抜け道がないか検証いたしましたでしょうか。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） お答えさせていただきます。

業務運営に係る規程の整備につきましては、早期に是正する必要があったため、不適切な事務運営の調査等に関する報告書を踏まえた業務改善計画に沿い、昨年度、法人に設立いたしました内部統制推進課において、設立団体からの派遣職員により、外部等の専門家の意見は取り入れておりませんが、類似の他団体等の規則を参考にしながら対応し、4規程を整備し、今後4規程の整備予定とのことでございます。整備いたしました規則につきましては、

千葉県及び設立団体として検証してまいりたいと考えております。

設立団体といたしましても、今後、引き続き千葉県とともに、法人の業務改善の状況を確認し、支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

派遣職員により整備をするというようなことだったんですけれども、先ほどもお話ししましたけれども、病院の事務というのはやはり特異なものですので、行政職員が日々業務を行いながら確認をするということで万全なのか。私は専門家に検証、あるいは規程自体を策定してもらう必要があるのではないかと思います。

続きまして、病院経営コンサルタントの活用について再質問いたします。

病院経営コンサルタントの活用を助言していくとのことですが、町として、病院経営コンサルタントの活用はどのようにお考えでしょうか、お答えください。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

町といたしましては、コンサルタントは企業等の課題を分析し、その解決策を考え、成長を実現するプロフェッショナルと言われており、知識、ノウハウの習得、客観的な分析・評価の検討のスピードアップなど、コンサルタントに依頼するメリットは法人の業務運営の改善に向け、効果はあると考えております。

町として、第三者委員会による提言を受け、今年度からの第4期中期目標に外部からの病院経営等の専門家による検証を活用し、進捗管理を徹底することと掲げましたが、法人では前倒しにて、昨年11月より外部監査の実施について契約を結び、業務の洗い出し、改善指導を受けております。

定期監査の際に監事への報告も行っており、今後、コンサル的な助言は受けておると聞いておりますが、病院経営コンサルタントの起用について、定例会等において法人に助言してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

現在、病院の収支は、コロナ関連助成金によって、単年度において25億強の大幅な黒字と

なっています。今現在、金銭的な余裕がある今、規則・規程整備を含めた専門家による経営アドバイスが必要ではないでしょうか。これは、将来にわたる投資と考えると、一刻も早く専門家によるアドバイスをいただけるように設立団体として提言していただきたいと思います。

以上です。

◎日程第2 休会の件

○議長（古川 徹君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

6月13日は議案調査のため休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、6月13日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（古川 徹君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

6月14日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午前11時15分

令和4年第2回九十九里町議会定例会会議録（第3号）

令和4年6月14日（火曜日）

令和4年第2回九十九里町議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年6月14日（火）午前9時30分開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第 5号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 6号 九十九里町スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 8号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第10 報告第 1号 令和3年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第11 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第12 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第13 議員派遣の件
- 日程第14 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 請願第 2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 追加日程第1 発議第 1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について
- 発議第 2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書について
- 日程第15 陳情第 1号 加齢性難聴者の補聴器助成制度の実施を求める陳情書
- 追加日程第2 議案第 9号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）

追加日程第3 議案第10号 契約の締結について

出席議員 (14名)

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鎗田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	鈴木浩光君
教育長	藤代賢司君	総務課長	篠崎英行君
企画財政課長	作田延保君	税務課長	中村吉徳君
住民課長	鵜澤康子君	健康福祉課長	鎗田貴賜君
社会福祉課長	羽斗伸一君	産業振興課長	篠崎肇君
まちづくり課長	山口義則君	会計管理者	吉田洋一君
ガス課長	川島常嗣君	教育委員会 事務局 会長	小森克彦君
教育委員会 事務局 主幹	足立康幸君	農業委員会 事務局 会長	戸村恵子君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木原隆行君	書記	大原真弓君
------	-------	----	-------

◎開議の宣告

開 議 午前 9時30分

○議 長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は全員です。これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（古川 徹君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議 長（古川 徹君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

文教民生常任委員会委員長より委員会審査報告書の提出があり、これを受理いたしました。

◎日程第2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議 長（古川 徹君） 日程第2、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

◎日程第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(古川 徹君) 日程第3、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、荒木かすみ君。

○8番(荒木かすみ君) すみません、8番、荒木です。

1点だけすみません。7ページの教育費、博物館費の中で、先ほどいわしの資料館にカウンターがつくというお話だったんですけども、資料館、どの辺につくんでしょうか。これ、資料館にあって、海の駅にあるわけじゃないということですよ。

そうすると、資料館の中の人数を把握するためだけということですね。海の駅のほうがたくさん入り過ぎていると、密になるんじゃないかなというような気がしたので、ちょっとその辺教えてください。

○議長(古川 徹君) 教育委員会事務局長、小森克彦君。

○教育委員会事務局長(小森克彦君) お答えいたします。

こちらの来館者の計数用のカウンターですけれども、こちらはいわし資料館の入り口に設置するものでございます。資料館内が一時的にでも密にならないようにということで、人員カウンターのほうを設置いたします。

入場者数を把握いたしまして、入場制限を行うことによりまして、感染リスクの軽減を図るものでございます。

以上でございます。

○議長(古川 徹君) 8番、荒木かすみ君。

○8番(荒木かすみ君) 意味はよく分かるんですけども、設置場所、もうちょっと人の出

入りの激しいところのほうがいいのかなと思ったので質問しました。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

4番、鏑田貴俊君。

○4番（鏑田貴俊君） 4番、鏑田です。

ちょっと確認の意味で質問させていただきます。

まず5ページの歳入ですけれども、この歳入では、国庫支出金が8,092万3,000円、地方臨時交付金、あるいは臨時特別給付金ということで、それで基金繰入金で892万3,000円ということで、支出を見ますと、6ページ、7ページ、国庫支出金のほぼ同額が商工費に充当されているというふうに見受けられるんですが、それ以外の総務費の体温測定器、あるいは民生費の児童福祉総務費の椅子、机、ソーシャルディスタンスを図るための机、椅子、あるいは図書館の除菌機。これらは全て一応基金繰入金で充当するという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） まず、令和2年度に実施をいたしました飲食店の応援商品券事業、ここでは予算額7,100万円に対して、決算額が6,219万2,000円と、執行率見ますと87.6%ということでした。

今回の補正につきましても、総額8,900万円のうちの経済対策に係る商品券事業が7,400万円と大部分を占めておりましたので、過去の執行状況を考慮した中で、執行率をおおむね90%であろうという見込みを立てて予算を編成したところでございます。あえて一般財源10%導入することで、交付金を効果的に活用することを見込んだということでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

1点だけちょっとお伺いしたいんですけれども、避難所のための投光器なんですけれども、これは金額的に205万5,000円、これは何台分なんでしょうか。

各避難所で心配なく災害のときに使える状態になっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それではお答えさせていただきます。

投光器2台分でございます。この投光器でございますが、着脱式の高性能リチウムバッテリーを搭載した充電式特殊LED投光器で、発電機を使用しないために体育館内で使っても騒音、排気ガス、振動等の心配がないものを購入しております。

また、停電時につきましては、非常用発電として携帯電話等充電可能なものであります。1台で最大照明を活用しますと、体育館全体を照らすことが可能となっておりますので、片貝小学校を例に取りますと、省エネモードで対応できますので、省エネモードですと18時間照射可能というものでございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

ちょっと確認で申し訳ないんですけども、7ページの地域活性化商品券事業のことなんですが、以前ちょっと聞いたときに取扱い店舗が103というようなことを聞いたのですが、でも、配布された資料の中には102店舗しか入っていないので、どうして1店舗が増えたか。どうしてなのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長（篠崎 肇君） それではお答えさせていただきます。

配布しました一覧表につきましては、4月末日で一旦締め切ったものを配布させていただいてございます。その後も順次取扱い店舗については受付をしてございますので、その後、議員にお問合せいただいたときは1店舗増えたというところでございます。現在、6月7日現在となりますが、もう1店舗増えておまして、104店舗となっております。また、その他何店か問合せも来ていますので、この後も増えていくものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 増えることはすごくいいことであって、また配布されたことで本当に感謝しております。皆さんも喜んでおまして。ただ、102店舗一覧表に載っている方たちは、ここがあるんだ、あそこがあるんだと分かるというんですけども、ほかの後から来た2店舗、またこれから来ると思うんですが、その人たちも分かるように。ホームページしかないのかと思うんですが、やはり皆さんアナログで、用紙を見て、あそこがある、ここが

あるというふうに分かるので、ちょっと後から来た人たちのところの店舗が、どこなのかなと確認ができないときもあるんじゃないかなと思いますので、広報か何かでもまた教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は承認することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（古川 徹君） 日程第4、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長、小森克彦君。

（提案理由説明）

○議長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第3号は承認することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(古川 徹君) 日程第5 議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中村吉徳君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番(谷川優子君) 13番、谷川です。

附則第10条の3で、この新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがということで始まって、減額対象となるものが今までとは対象が違ってきているのか。太陽光発電だとか、あとそういった、一番やっぱり住民にとってそれが一番関心があることだと思うし、また、そういったことが住民にどういった形で知らされているのかお答えください。

○議長(古川 徹君) 税務課長、中村吉徳君。

○税務課長(中村吉徳君) 本来、住宅本体の高気密住宅等に適用されていたわけですが、それに付随するエコですか、そういう附帯設備の工事等も対象になったわけでごさいます、

今回、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器などの工事費用も特例減税の対象となり、拡充されたところでございます。

減額内容のほうは、1年間分の固定資産税、年税額120㎡を3分の1減額となります。

適用期限は2年延長されております。

周知につきましては、町のホームページ、それから広報紙を使って、今後周知していきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 特に今回、特例減税の対象の拡充ということで、なかなか私たちはそういうのはぴんどこないんですけれども、そういった住宅や何かをやる会社や何か、こういったことが徹底されているのかどうなのか。どうなのでしょう。

○議長（古川 徹君） 答弁を求めます。

税務課長、中村吉徳君。

○税務課長（中村吉徳君） ハウスメーカー等においては、こういった情報は随時入手していると思われまますので、その中で営業担当の方が建築主などに、こういった法改正がなされましたので、令和4年4月1日から施行されていますということで、建築主のほうには周知されていると思います。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） すみません、1点お願いいたします。

町税条例の改正概要説明文のほうで、ドメスティックバイオレンスのほうで質問いたします。

このDV法で住所が分からないようになるということ、あちこちの箇所で出ているんですけれども、これは本人がDVを受けているというふうに申請をするのか。それから、この情報が健康福祉課のほうがよく御存じだと思うんですけれども、そういったときに、どうやって連携するのかとか、それから、このDV被害者に対して住所を明らかにしないということ、本人にどのようにして届けるのか、その情報。その辺がもう少し分かれば、お願いいたします。

○議長（古川 徹君） 税務課長、中村吉徳君。

○税務課長（中村吉徳君） DV被害者等であるという旨を、こちらの町条例改正の中では、固定資産税の閲覧や、そういったものときということでお示ししてございますけれども、法務局のほうに御本人のほうから届出をしていただいて、登記された書面の中に町の課税台帳、情報として入りますので、そういったことで、法務局のほうに御本人様が申し出ていただく形。それと、町のほうでは、関係各課、住民課のほうにもDVの関係の情報を有していますので、そちらのほうとも連携をして、把握していきたいと存じます。

○議 長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） すみません。法的には接近制限が出た段階で、そういうふうに連絡がいくということになるんですか。それとも、もっと早い時点で、本人がDVを受けているということを発信できないか。簡単に言えば、もっと実効性のあるつながりというか、そういうことを希望しているんですけれども、その辺ちょっと御回答願えれば。

○議 長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） DV被害の支援を求める方については、住民課の窓口で支援の申立てをする形が整っております。その後、警察への照会をするだとか、といった形で情報が収集できた段階で、各課と連携を取って支援の有無を共有している状況が整っております。以上です。

○議 長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 質問ではないんですけれども、各課連携して、本当に被害に遭う方というのは、もう今日からなんですね。だから、そこを動けるような体制を取っていただきますようにお願いします。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

いいですか。

ありませんか、質疑。

（発言する者なし）

○議 長（古川 徹君） 質疑、なかったらなしと言ってくださいね。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は承認することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第5号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算（第2号）

○議長（古川 徹君） 日程第6、議案第5号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

衛生費の中の6ページ、款4衛生費の中の職員手当、この時間外勤務手当が351万円というふうに出ているんですけども、これは職員何人分ぐらいなのでしょう、時間外。というのは、このコロナの中で、かなり職員の負担が重くなっているんじゃないかというふうに感じているんです。

やっぱり夜なんかも結構遅くまで皆さん仕事をしていらして、それがきちんと、時間外手当としてきちんと算入されているのかどうなのかという、そういう、ちらっとそんな考えもあるんで、申し訳ないんですけども、この351万円に関して、もう一度細かく説明していただけたらと思います。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） お答えさせていただきます。

時間外勤務手当につきましては、令和4年度当初予算で617万8,000円のほうを計上させて

いただいております。集団接種が今年度第4回目の接種もまた期間が延びるということがありますので、今回、上程させていただいたところでございます。

内容につきましては、土曜日、日曜日の接種について、役場内の職員の応援もいただいておりますので、総勢8名で土曜日、日曜日対応しているところでございます。他の課の職員については5名、健康福祉課3名、合計8名について土日勤務の時間外を想定して計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） そうした方たちは、時間外に出て、また有休含めた、きちんと休みが、代休が取れている状態なのか。そういった職員が、大体今、会計年度で年度職員で対応しているようなんですけれども、やっぱり正職、町の正規の職員としての人数はどうなのかなというところで、まして今、コロナだとか、いろいろ国からのマイナンバーポイントのそういう仕事や何かも大分あるようなので、そこをちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

土日に勤務している者については、今、御説明いたしました職員の時間外勤務手当で支出しております。平日につきましては、協力の職員は今後発生しないと想定しておりますので、通常業務のほうには影響がないというように考えておるところでございます。

なお、健康福祉課につきましては、12の委託料の中で人材派遣等業務委託料の中で、会場内の整理だとかをお願いする傍ら、平日にコロナワクチンの接種に関する書類整備等をお願いしている人材派遣スタッフのほうを四、五名お願いしてあるところでありますので、そちらも十分活用しながら実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

でも、やはり正職の人がきちんと休みを取りながら、また有休も取りながら仕事ができるようにするのが、これが普通だと思うんですね。

やはり大分職員に負担がいつているような話も聞いていますので、きちんとその仕事に合った、その人口に合った職員数を確保していただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

4番、鎌田貴俊君。

○4番（鎌田貴俊君） 4番、鎌田です。

先ほど御説明いただいた歳入歳出の関連性について、ちょっと私の頭の中整理する意味で、ちょっとお聞きしますので御協力いただきたいと思います。

7ページの歳出なんですが、7ページの上には農業委員会費7万9,000円、それから商工費で観光プロモーション649万3,000円、これに充当するものは5ページの歳入で、農業費については県の支出金7万9,000円、それから観光プロモーションについては、繰入金、いわしの応援基金繰入金694万3,000円ということで、歳入と歳出がちょうどぴったりになっているんですが、同じ5ページの国庫支出金の総務費国庫補助金のマイナポイント事業費補助金270万8,000円、これは歳出のどの部分に充当されたのか御説明ください。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 歳出でございますが、これは当初予算に計上してございます。

企画財政課でマイナポイント事業に従事する会計年度任用職員を雇用してございます。

6ページの財源更正、ここで当初は一般財源で見込んでおりましたが、国がマイナポイント事業を延長するということで交付決定がなされましたもので、今回財源の更正を図ったということでございます。

○議長（古川 徹君） 4番、鎌田貴俊君。

○4番（鎌田貴俊君） 分かりました。

そうすると、今度逆に、この7ページの教育費、教育総務費の202万2,000円。これがほぼ財調の資金を充当したという理屈になるのかどうか、一応確認の意味で。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 一般財源の考え方でございますが、これは特定財源の穴を埋めるという意味でございますので、ここにも同様に、これ特定財源ございませんので、財調が入っているということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） よろしいですか。

4番、鎌田貴俊君。

○4番（鎌田貴俊君） すみません。

穴埋めという、何か私もよくその辺はちょっといま一步理解できないんですが、要は今回歳入の中の大部分を占める新型コロナウイルスの感染症対策、これはもう従来からずっと国

庫支出金で賄ってきたと。国庫支出金については、各自治体の細かいどれとどれに充当しなさいよというのは当然ないんだと思うんですね。何に使うかというのは各自治体に任されていると。

そういった中で、私が疑問というか、先ほどの議案第2号の専決でもそうなんですけれども、別に財調を充当するのが悪いというとか、そういうことじゃない。当然必要なものは、そのためにためてあるんだから使ってもらおう。

ただ、新型コロナウイルスの対策としてやってくるときに、その分は国で見てくれるんだから、少なくとも国の範囲内、国の補助金の範囲内でいろんな必要な、コロナ対策で必要なものやっていくというのが大前提だと思うんですけれども、言葉は悪いなんですけれども、いろいろやってきちゃったから、コロナ対策でちょっとこれも本当はコロナ対策で必要なだけども、資金、補助金超えちゃったので財調充当するとか、そういうことがないように、一応私の意見ですけれども、要望ということでお願いします。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

6款商工費、観光プロモーション業務委託料649万3,000円ですけれども、この目的と、具体的な事業内容を教えてください。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長（篠崎 肇君） お答えさせていただきます。

まず目的でございますが、観光地としての認知拡大を目的とした中で観光プロモーション業務委託を行ってきております。

事業の内容でございますが、以前に全員協議会のほうでも説明させていただきましたが、観光オブジェを海岸に設置するものでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

ありがとうございます。

観光オブジェの件なんですけれども、去年の予算の中で設計費等が計上されて、多分それが執行されたかどうかちょっと分からないんですけれども、一般的に業務委託というと、本来であれば行政がやるべきことを業者に任せるとというのが業務委託だと思うんですけれども、

今のお答えですと、これ工事費とは違うんですか。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長（篠崎 肇君） お答えさせていただきます。

今回、こちらにつきまして委託とさせていただきましたのは、この設置につきまして、特殊な技術を擁することから、専門業者に製作業務を委託する必要があるために委託業務とさせていただきますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

そうすると、本来では設計も全部一緒に委託しちゃったほうが効率的だとは思われなかったんでしょうか。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長（篠崎 肇君） 今、お答えいたします。

ただいま議員の御質問は、デザイン及び製作、全て一本化して委託したほうが安かったんじゃないかというところであろうかと思いますが、まずデザインをしまして、その後設計もまた必要になってきたところでございますので、その辺ちょっとまずデザインをやって設計、それから製作という段取りでやっておりますので、別々にやってきたところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は10時45分です。

（午前10時35分）

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時44分）

◎日程第7 議案第6号 九十九里町スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（古川 徹君） 日程第7、議案第6号 九十九里町スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第6号について提出者の説明を求めます。

健康福祉課長、鏑田貴賜君。

（提案理由説明）

○議長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

このスポーツ広場というのは、そもそもやっぱり住民の健康をまず第一に考えてということだと思ふんですけども、たしか高齢者も有料だというふうな、この間、説明を受けたんですけども、もう一度お願いします。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） 御説明させていただきます。

条例の第13条に、町長は公益上特に必要があると認める場合には使用料を減額し、または減免することができるかと載せてございますが、公益上特に必要があると認めるもののみとさせていただきますので、高齢者ダイヤモンドクラブに関しましても、使用料のほうは徴収する予定でございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） じゃ、具体的にお伺いしたいんですけども、公益上、特に必要があるというのは具体的にどういったのを指しているんでしょうか。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） なかなか公益上で減免をするという想定はなかなか難しいことがございますが、今後、規則を定めるにおいて、例えば国または地方公共団体がその目的に使用する場合、もしくは町内の小学校、中学校、幼稚園及び保育所、こども園等がその目的に使用する場合を想定しております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） その公益上の中に高齢者って、やっぱり入らないんですか。

やっぱり高齢者が、今、自分の体をこれ以上、何とか高齢化を食い止めたいということで、高齢者も今、一生懸命、いろいろ外でやっていると思うんですけども、そういった高齢者を応援すると。寝たきりの高齢者を出さないというようなことで、介護のほうでも国の方針でやっていると思うんです。そういう立場の人たちを、有料化するっていうことは、ちょっと私は問題じゃないかと。

本来、住民がみんな無料で、いつでも使えるようにするのが、やっぱりこれがこういう、公益上ということに私はなると思うんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） お答えさせていただきます。

高齢者から使用料を取るといような意味合いかと存じますが、うちのほうのダイヤモンドクラブには、町から補助金を支出してございます。補助金のほうで使用料のほうを支払っていただくということの御説明をダイヤモンドクラブとの間では、話合いが済んでおります。個人負担をもって使用料を支出していただくということは、今のところ想定しておりませんので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（「3回過ぎちゃったの」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） はい、3回過ぎました。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

まず、第4条でもってスポーツ広場、町長が管理するというようになっておりますけれども、今回から、この広場について料金を頂くということですが、この施設自体が、お金をもらえるだけの施設というふうに考えているのでしょうか。

お答えください。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） お答えさせていただきます。

今年度より今年度予算で、休憩所及びトイレを整備するというところでございますので、そちらのほうから整備のほうを進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） はい、ありがとうございます。

そうしますと今後につきまして、広場につきまして、整備計画等できているのか教えていただきたいと思えます。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） ただいま健康福祉課のほうでは整備計画のほうは策定はしておりませんが、利用者等の声を聞きながら整備を進めさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

使用料を頂くんですから当然、それにふさわしい施設にすべきだというふうに思います。今現在、言い方は悪いんですけども、原っぱに近いような状態。その状態であって、周りには柵も何もない、第三者が自由に出入りできる、そのような施設です。

当然、公共の施設になるわけですから、案内板ですとか看板ですとか、そういうものも必要ですし、また駐車場等の整備がもう必要だと思いますので、当然、こういう条例を出す前に、やはりある程度の整備計画をつくっていただいて、予算措置をして、料金をもらうというような方法にさせていただきたいと思えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） お答えさせていただきます。

健康福祉課、高齢者福祉係の担当係となるわけですが、高齢者福祉係ですと、介護施設等整備事業補助金、こちらのほうが県のほうで用意されている補助金制度がございます。そのものの中で整備ができないかと、うちのほうの課では、いろいろ調べさせていただいたんですが、こういったものを整備する補助金には該当しないということで行き着いております。

今後整備するに当たりまして、ほかの補助金等を活用できないかも含めまして、検討させていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑を1つだけ」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 3回過ぎています。

（「意見です」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 意見。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） すみませんです。議長、ありがとうございます。

やはり使った人が喜んでお金を払ってよかったなという、そういう施設にさせていただきたいということと、過疎対策のでも、こういう補助金ありますので、いち早い整備をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 九十九里町スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(古川 徹君) 日程第8、議案第7号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第7号について、提出者の説明を求めます。

税務課長、中村吉徳君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番(谷川優子君) 谷川です。

これは平等割と均等の限度額だと思うんですけども、対象者はどのくらいの対象者になってますか。

○議長(古川 徹君) 税務課長、中村吉徳君。

○税務課長(中村吉徳君) お答えいたします。

国保世帯の中の21世帯という数字でございます。

○議長(古川 徹君) 議長って言ってくださいね。声を上げてください。

13番、谷川優子君。

○13番(谷川優子君) そうすると、65万限度額の世帯が21世帯、後期高齢の課税の19万から20万に上がる、そういう世帯数はどのくらいなのか、分かれば。

○議長(古川 徹君) 税務課長、中村吉徳君。

○税務課長(中村吉徳君) 後期高齢者支援分におきましては、38世帯の数字でございます。

○議長(古川 徹君) いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第8号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長(古川 徹君) 日程第9、議案第8号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

議案第8号について提出者の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町長(大矢吉明君) 議案第8号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについての提案理由でございますが、固定資産評価員については、地方税法第404条の規定により、固定資産を適正に評価し、かつ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員を設置することと定められております。

また、同条の規定に、固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちからと規定されていることから、本町では従前から、税務課長の職にある者を選任しております。

このたびの令和4年4月1日付人事異動において、税務課長に任命した中村吉徳課長を固定資産評価委員に選任するに当たり、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって議案第8号は同意することに決定いたしました。

◎日程第10 報告第1号 令和3年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（古川 徹君） 日程第10、報告第1号 令和3年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第1号について趣旨説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

（趣旨説明）

○議長（古川 徹君） 報告案件でありますので、これにて終結いたします。

◎日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（古川 徹君） 日程第11、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求

めることについてを議題といたします。

諮問第1号について提出者の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町長(大矢吉明君) 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、令和4年9月30日付で任期満了となります齊藤実氏を引き続き人権擁護委員に推薦するものでございます。

齊藤氏は長年にわたり、九十九里町子ども会育成会連絡協議会会長として尽力され、特に、その活動を通し、得た経験や見識、地域の子供たちとのつながりは大変貴重なものでございます。

また、平成25年10月に人権擁護委員に着任以降、多岐にわたる人権問題の解決に積極的に取り組まれており、人権擁護委員として適任でございますので、法務大臣に対し推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時07分)

○議長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時07分)

○議長(古川 徹君) お諮りいたします。

本件は、ただいま御手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は御手元に配付した意見のとおり答申することに決定いたしました。

◎日程第12 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（古川 徹君） 日程第12、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

諮問第2号について提出者の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、令和4年9月30日付で任期満了となります山本一雄氏を引き続き人権擁護委員に推薦するものでございます。

山本氏は、高等学校教諭として35年間教壇に立つ中で、生徒の思いやりの心を育てる道徳教育にも重きを置き、取り組んでこられました。特に学校同和教育や青少年赤十字活動などの研修に積極的に参加したことで、人権についての知識と理解は十分であり、人権擁護委員として適任でございますので、法務大臣に対し推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩いたします。

（午前11時10分）

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

○議長（古川 徹君） お諮りいたします。

本件は、ただいま御手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は御手元に配付した意見のとおり答申することに決定いたしました。

◎日程第13 議員派遣の件

○議長（古川 徹君） 日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第129条第1項の規定により、御手元に配付いたしました文書のとおり、議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 異議なしと認めます。

よって、配付した文書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

なお、この際お諮りします。

ただいま決定した派遣内容について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 異議なしと認めます。

よって、派遣内容の変更については、議長に一任することに決定いたしました。

◎日程第14 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書

請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書

○議長(古川 徹君) 日程第14、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書及び請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてを一括議題といたします。

文教民生常任委員会の審査の結果について、文教民生常任委員会委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長、善塔道代君。

(文教民生常任委員会委員長 善塔道代君 登壇)

○文教民生常任委員会委員長(善塔道代君) 善塔です。

報告いたします。

文教民生常任委員会に付託されました請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書及び請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について、請願の趣旨及び内容について、本委員会で慎重審議した結果、請願第1号及び第2号を採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1

項の規定により報告いたします。

○議長（古川 徹君） 文教民生常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各請願ごとに行います。

請願第1号の採決をいたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

請願第2号の採決をいたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午前11時15分）

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 15 分)

◎日程の追加

○議長（古川 徹君） お諮りいたします。

ただいま善塔道代君ほか6名から、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について及び発議第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書についてが提出されました。

発議を配付します。

(発議配付)

○議長（古川 徹君） 配付漏れはございませんか。

(発言する者なし)

○議長（古川 徹君） 配付漏れなしと認めます。

発議第1号及び発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として、一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号及び発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として一括議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

発議第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書
について

○議長（古川 徹君） 追加日程第1、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について及び発議第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書についてを一括議題といたします。

発議第1号及び発議第2号について、順次趣旨説明を求めます。

文教民生常任委員会委員長、善塔道代君。

(文教民生常任委員会委員長 善塔道代君 登壇)

○文教民生常任委員会委員長（善塔道代君） 善塔です。

初めに、発議第1号について説明させていただきます。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について。

この請願は毎年提出されておりますので、意見書（案）の朗読は省略させていただきます。

よって、配付された意見書（案）のとおり、九十九里町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和4年6月14日。

九十九里町議会議長、古川徹様。

提出者、九十九里町議会議員、善塔道代。賛成者、九十九里町議会議員、西村みほ、同じく、谷川優子、同じく、内山菊敏、同じく、古川徹、同じく、中村義則、同じく、小川浩安。別紙のとおり意見書を関係大臣に提出いたしますので、よろしく願いたします。

次に、発議第2号について説明いたします。

発議第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書について。

この請願についても毎年提出されておりますので、意見書（案）の朗読は省略させていただきます。

よって、配付された意見書（案）のとおり、九十九里町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

令和4年6月14日。

九十九里町議会議長、古川徹様。

提出者、九十九里町議会議員、善塔道代。賛成者、九十九里町議会議員、西村みほ、同じく、谷川優子、同じく、内山菊敏、同じく、古川徹、同じく、中村義則、同じく、小川浩安。別紙のとおり意見書を関係大臣に提出いたしますので、よろしく願いたします。

○議長（古川 徹君） 発議第1号及び発議第2号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第1号の採決をいたします。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号の採決をいたします。

発議第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 陳情第1号 加齢性難聴者の補聴器助成制度の実施を求める陳情書

○議長(古川 徹君) 日程第15号、陳情第1号 加齢性難聴者の補聴器助成制度の実施を求める陳情書についてを議題といたします。

文教民生常任委員会の審査の結果について、文教民生常任委員会委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長、善塔道代君。

(文教民生常任委員会委員長 善塔道代君 登壇)

○文教民生常任委員会委員長(善塔道代君) 善塔です。

報告いたします。

文教民生常任委員会に付託されました。陳情第1号 加齢性難聴者の補聴器助成制度の実施を求める陳情書について、陳情の趣旨及び内容について本委員会で慎重審議した結果、不採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

○議長(古川 徹君) ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

13番、谷川優子君。

まず反対者ですね。ちょっと待ってください。賛成者の発言を許します。

○13番（谷川優子君） この陳情に対して……

○議長（古川 徹君） 陳情については……暫時休憩します。

（午前11時24分）

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論ありますか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 反対討論をまず聞かなくていいのかしら。

○議長（古川 徹君） いいです。

○13番（谷川優子君） 加齢性難聴者の補聴器補助制度の実施を求める陳情書と、また、国に対しては加齢性難聴者の補聴器助成制度の実施を求める意見書について、賛成討論をいたします。

高齢化が進む中で、補聴器を必要とする高齢者が増加しています。

耳が遠くて話がよく聞き取れない。大勢の中にいると、何を言っているか分からない。耳が聞こえにくいので、人と会うことがおっくうになるなど、加齢による難聴は、大変切実です。

難聴になると、様々な社会生活に支障を来します。外出を控え、人との交流も減ってきます。こうしたコミュニケーション能力の低下が認知症や鬱病の原因となることが指摘されています。

厚生労働省の新オレンジプランでも、難聴は危険因子の一つとされています。最近の医学的な研究では、25デシベル以上になったら、補聴器を積極的に使ったほうが認知症の発生率は半減することが明らかになっています。認知症予防のためにも、補聴器は本当に必要です。

しかし、日本の補聴器所有率は14%程度で、欧米の30%から50%に比べると、格段に低くなっています。それは、補聴器の値段が高額であることです。国の補聴器購入への助成は、両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の障害者手帳を持つ重度難聴者のみが対象で、加齢性の中度難聴者にはありません。補聴器の購入そのものが困難となります。

補聴器の値段も1台5万円から50万円と高額のため、低所得者にとっては、補聴器の購入そのものが困難となります。

こういった中でも、住民の声に応え、自治体独自に補聴器の購入費を助成する制度が広がっています。補聴器の普及は認知症の予防、ひいては健康寿命の延長にもつながり、高齢者の方が耳の聞こえが悪いため自宅で引き籠もることなく、地域社会へ積極的に参加することにもつながります。

よって、国におかれましても、また、町におかれましても、加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度の創設を求めて賛成討論といたします。

○議長（古川 徹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は不採択です。

陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

採択ですよ。

暫時休憩します。

（午前11時29分）

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時29分）

○議長（古川 徹君） 文教民生常任委員会委員長の報告は不採択です。

陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議 長（古川 徹君） 起立少数であります。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前11時30分）

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時30分）

◎日程の追加

○議 長（古川 徹君） お諮りいたします。

ただいま、町長、大矢吉明君から、議案第9号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）及び議案第10号 契約の締結についてが提出されました。

議案を配付します。

（議案配付）

○議 長（古川 徹君） 配付漏れはございませんか。

（発言する者なし）

○議 長（古川 徹君） 配付漏れなしと認めます。

議案第9号及び議案第10号を日程に追加し、追加日程第2及び追加日程第3とし、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号及び議案第10号を日程に追加し、追加日程第2及び追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第2 議案第9号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）

○議 長（古川 徹君） 追加日程第2、議案第9号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第9号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、荒木かすみ君。

○8番(荒木かすみ君) 8番、荒木です。

ただいまのほうの歳出5ページで、3款民生費、臨時福祉給付金給付費、18節の負担金補助及び交付金の中で、住民税非課税世帯等臨時特別給付金のことについてちょっとお伺いいたします。

資料1の中に、3番、支給スキーム、家計急変世帯、2行目、申請に基づき支給、ホームページ、広報、相談等において周知とありますけれども、これは本人が申請するものなんでしょうか。またホームページ、広報に細かく出てくるとは思うんですけども、ホームページ、広報、それで家計急変の世帯に情報が届くのかどうかちょっと心配をされます。

それから、やはり大変家計が急変した場合ですと、自殺にというような究極そういうこともありますので、大変状態が悪い状態になっている、そういう方を見つけていく方法というか、これ、こっちから発信だけしますよでは、なかなかできないと思うんですが、どうでしょうか。

○議長(古川 徹君) 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長(羽斗伸一君) 私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目の家計急変世帯については、申請が必要かという御質問でございますが、こちらは申請によって支給するものでございます。

2点目の必要な方に必要な情報をどのように届けるかということでございますが、ホームページ、広報等では確実に周知をいたしますが、それ以外にやはり関係機関が連携して、この制度を周知することが最も重要と考えてございます。

低所得の方々への支援を実施する期間につきましては、本町の行政だけではなく、県において、あるいは民間のほうの事業者においても対応する場面が多くございます。そういう方々につきましては既にZ o o m等で会議開きまして、制度が始まる旨、周知をして、相談があった場合は、私どものほうに回してくださいということで、連絡を既に実施をしております。

議案が可決いただきましたら、また改めてお願いするつもりでおりますので、御理解いただけますようお願いいたします。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） こういう場合、民生委員が気がついたりとか、御近所の方が気がついたりとか、そういうことがあると思うんですけども、そういったときに、どこに相談に行けばいいでしょうか。

○議 長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） お答えをいたします。

本案件に関しましては、社会福祉課、社会福祉系のほうに、御案内いただければと思います。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

5ページのひとり親世帯の関係で、歳出歳入のことなんですけれども、一番最後の18節の負担金補助及び交付金の750万は出ているんですけども、4ページのほうで、先ほどちょっと説明があったこの750万円は、補助金が出ているんですが、その下の312万2,000円、事務費分という話があったんですが、ここざっと計算、ざっとなので、312万2,000円になっているのかどうかと思ったので、時間外勤務は別だという話もちょっと言っていたような気がするんですが、ここ、どこまでが事務費で、最初から、1節から12節までを全部足したのが312万2,000円ということでしょうか、ちょっとお願いいたします。

○議 長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） ただいまの質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり1節から12節までの経費が事務費として、全額国から来るものということ御理解をいただけたと思います。

時間外勤務手当についても国のほうからの補助金で賄うという体制でございます。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

最後ですが、時間外勤務、ここに関わる時間外勤務も、ここを含めて全部が事務費ということ取っちゃっていいんですね。それが312万2,000円って、びったしでということですね。

分かりました。ありがとうございます。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第9号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり決すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 議案第10号 契約の締結について

○議長（古川 徹君） 追加日程第3、議案第10号 契約の締結についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、浅岡厚君の退席を求めます。

（7番 浅岡 厚君 退席）

○議長（古川 徹君） 議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 細田です。

ただいま課長のほうから説明がありました。

先般の定例会で、予算質問の中で、私、なぜいわし博物館の撤去をするかと質問したときに、課長会かな、庁議かな、そういった中で、計画がないのに協議して、この案件が提出された。その中で、私は、今でも疑問なんだけれども、制限付き一般競争入札で、何者応札があったのか。また、契約金額は、先ほど課長のほうから説明があった最低制限価格とぴったり同じ金額なんだけれども、この点について説明を求めます。

○議 長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 今回の入札について応札があったのは10者でございます。また、最低制限価格については、事前に公告されておりますので、この価格をもって入札があったものと考えております。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 制限つき一般競争入札で10者、応札あったと。できれば会社名を伏せて、9者、残り9者の市町村名。金額はここで言ってもしようがないんだけど、金額が説明できれば、していただきたい。結果は終わっているんだから、説明できると思うんだけど。

○議 長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 応札があった10者につきましては全て税抜で5,128万円でございます。

業者でございますが、10者のうち7者が町内、それ以外は町外ということでございます。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 金額。言った。

いいですか。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） ただいま説明をいただいたんだけど、7者は町内、3者町外。応札の金額は、提示はできないと。

（「全部同じ」と言う者あり）

○11番（細田一男君） 全者同じ金額だと。公開してあるから、ねえ。それじゃ制限付き一般競争入札にならないでしょう。逆算して予定価格7,000万というのは、どこの設計屋さんが積算したの、これ。

7,000万で、先ほどの説明を受けたときにもほかでちょっと聞いたんだけど、あまり

乖離してるんじゃない、これ。予定価格が、逆に言えば、いいかげんだってことだ、これ。

今まで九十九里町の業者選定の中の契約の中で、競争入札で80%ぐらいの応札率ってのはないよ。大体90%以上やっているでしょうよ。ねえ。町長。いわし博物館の撤去は急に浮いたものだよ。予算がないんで、できなかつた。爆発以来、20年近くやってたでしょう、十五、六年だよ。急に何で撤去するって仕事は、議案あれば、案件が出たのよ。

先般も私、お願いしたんだけど、海の駅のちびっこ広場、外トイレ、お金がないからできない、同じ教育委員会だよ、局長。もう一度説明をお願いします。

○議長（古川 徹君） 細田議員に申し上げます。

質問の内容をしっかりとお願いします。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 細田です。

あまりにも予定価格と入札価格が、応札した10者が公開だから、最低制限価格で応札があった。10者の応札、10者に、資格のある会社に応募を出して、10者がぴったり最低制限価格で応札する。これはあり得ないでしょう、課長。一般競争入札じゃないですけども。

○議長（古川 徹君） それについてでよろしいですね。

企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 先ほど答えたとおり、予定価格、それから最低制限価格は事前に公表されておりますので、それをもって入札したものと思われま。

また、設計金額についてでございますが、これは、請負業者が標準的な工法で施工することを前提として、資材費や人件費など工事に必要と見込まれる費用を積算したものでございますが、この積算に当たりましては国土交通省が策定した公共建築工事標準積算基準書、それから、建築解体工事共通仕様書、さらに市場価格を加味して算出したものでございます。これらによってつくり上げられた設計書でございますので、適正に積算されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第10号 契約の締結についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

退席中の浅岡厚君の着席を求めます。

(7番 浅岡 厚君 着席)

◎閉会の宣告

○議長(古川 徹君) 以上で、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年第2回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時56分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 古 川 徹

署 名 人 荒 木 か す み

署 名 人 古 川 明